



小金井市

第7次男女共同参画行動計画



令和8年3月
小金井市

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

はじめに



小金井市長 白井 亨

このたび、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「小金井市第7次男女共同参画行動計画」を策定いたしました。

本市では、平成8年の「男女平等都市宣言」、平成15年の「小金井市男女平等基本条例」の制定をはじめ、長年にわたり市民の皆様との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

近年、SDGs（持続可能な開発目標）の浸透や多様性の尊重が世界的な潮流となる一方で、本市においては一定の意識変化がみられるものの、社会全体としては依然として固定的な性別役割分担意識や、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っています。また、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力、貧困など、女性を取り巻く課題は複雑化・複合化しており、これらに対応したきめ細やかな支援体制の構築が急務となっております。

本計画では、前計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念に掲げました。

一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくること、そして、仕事と生活の調和が図られ、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることを柱としています。

配偶者暴力防止法に基づく基本計画や、女性活躍推進法に基づく推進計画を継承するほか、今回は新たに令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画を内包しています。

また、国の法改正や社会情勢の変化を踏まえ、性犯罪・性暴力対策の強化、そして幼少期からのジェンダー平等教育の推進など、新たな課題にも積極的に取り組む内容としております。

男女共同参画社会の実現は、行政の力だけで成し得るものではありません。家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面において、市民の皆様一人ひとりが自分らしく輝けるよう、共に歩みを進めていくことが不可欠です。

本計画が、すべての人が互いに支え合い、安心して暮らせる「小金井市」の実現に向けた道しるべとなることを切に願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました男女平等推進審議会の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント等を通じてご協力いただきました多くの市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
第2章 小金井市の現状	10
1 人口等の推移	10
2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系	26
第4章 施策の展開	28
基本目標1 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	28
主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	28
施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	30
施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	31
施策の方向(3) 多様性への理解の促進	33
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	35
施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進	37
施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	37
主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援(小金井市配偶者暴力対策基本計画) (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	39
施策の方向(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	41
施策の方向(2) 被害者支援の推進	42
施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実	43
主要課題4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策(小 金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	45
施策の方向(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への 対策の推進	47
主要課題5 生涯を通じた心と身体健康支援(小金井市困難な問題を抱える女性への支 援に関する基本計画)	48
施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	49

施策の方向（２）性差や年代に応じた心と体の健康づくり	50
主要課題６ 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）	52
施策の方向（１）各家庭の状況等に応じた支援	53
施策の方向（２）自立した生活への支援	53
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	55
主要課題Ⅰ 家庭における男女共同参画の推進	55
施策の方向（１）育児支援体制の整備	57
施策の方向（２）男性の家庭・地域活動への参画促進	58
施策の方向（３）介護等への支援体制の整備	59
主要課題Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進	61
施策の方向（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	63
施策の方向（２）働く場における男女平等の推進	64
主要課題Ⅲ 女性の活躍と多様な働き方への支援	65
施策の方向（１）女性の就労に関する支援	66
主要課題Ⅳ 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	68
施策の方向（１）地域づくり活動における男女共同参画の推進	70
基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	72
主要課題Ⅰ 政策・方針決定過程への男女の参画	72
施策の方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大	73
主要課題Ⅱ 市民参加・協働による男女共同参画の推進	74
施策の方向（１）市民参加・協働による事業展開	74
主要課題Ⅲ 推進体制の充実・強化	76
施策の方向（１）庁内の男女平等の推進	77
施策の方向（２）計画の推進体制の強化	78
 第５章 計画の推進	 79
 資料編	 80
１ 計画策定の趣旨	80
２ 小金井市男女平等推進審議会委員名簿	82
３ 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱	83
４ 男女共同参画に関する動き	85
５ 用語集	92
６ 関連法令集	96

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年(1999年)の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年(2000年)に策定、令和2年(2020年)には男女共同参画基本計画(第5次)を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市(以下「本市」という。)においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年(1996年)に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年(2003年)に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年(1984年)に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力(DV)・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第7次男女共同参画行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

① 国際情勢

◆ 持続可能な開発目標 “SDGs”

“SDGs (Sustainable Development Goals)” は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年 (2030 年) を期限とする包括的な 17 の目標 (ゴール) です。女性のエンパワメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17 のゴールの一つに「目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

国際研究機関の SDSN が令和 7 年 (2025 年) 6 月に公表した、世界各国の SDGs の達成状況をまとめたレポートによると、日本の全体順位は 167 か国中 19 位とアジアでは最高順位であったものの、「目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう」では、4 段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されています。

そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっています。

◆ ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の 4 分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和 7 年 (2025 年) の日本の順位は 148 か国中 118 位で、令和 6 年 (2024 年) の日本の順位 146 か国中 118 位と同位という結果となりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN 諸国より低い状況です。

日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では 148 か国中 125 位、経済分野では 148 か国中 112 位と、全体の順位を引き下げています。

②国の動き

◆第6次男女共同参画基本計画 <令和8年(2026年)3月策定予定>

令和8年(2026年)3月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」(以下「第6次計画」という。)が閣議決定される予定となっています。

第6次計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法) <令和3年(2021年)6月改正法施行>

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が平成30年(2018年)5月に公布・施行されました。

この間、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年(2021年)6月に、①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する、②国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正されています。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) <令和7年(2025年)6月改正法公布>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)は、令和元年(2019年)5月に改正され、令和4年(2022年)4月1日から「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務づけられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。また、常時雇用の従業員数301人以上の企業を対象に、男女間の賃金差異・給与差異(国・地方公共団体)の公表が義務づけられました。

令和7年(2025年)6月11日に改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が公布されました。その中で、女性活躍推進法の期限を10年間(令和18年(2036年))

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

3月31日まで)延長するほか、従来の取組に加え、女性特有の健康課題への取組や求職者に対するセクシュアル・ハラスメント対策の義務化に伴い、政府が策定する基本方針にハラスメント対策を位置付けることが明記されました。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 <令和5年(2023年)6月施行>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、令和5年(2023年)6月に公布・施行されました。

基本理念を定め、国や地方公共団体の役割等を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

現在、国の「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」において、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整が行われています。

◆性犯罪に関する刑法等 <令和5年(2023年)7月改正法施行>

令和5年(2023年)6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、「不同意性交等罪」と「不同意わいせつ罪」として、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は犯罪であることが明記されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

令和5年(2023年)3月、国は「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけ、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法) <令和6年(2024年)4月施行>

女性を巡る課題に対応する婦人保護事業は、従来、昭和31年(1956年)に制定された「売春防止法」を法的根拠として実施されてきました。近年、女性を巡る課題はDV、ストーカー被害、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻や生活困窮等のように多様化・複雑化・複合化し、現行の法制度では対応に限界があるとの提言が、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会からなされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の増進を図るとともに自立して暮らせる社会を実現するため、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立しました。

同法に基づき、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務化されています。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） <令和7年（2025年）12月改正法施行>

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年（2023年）5月に成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化などが改正されています。

その後、令和7年（2025年）12月に一部を改正する法律が施行され、紛失防止タグの取り付けや位置情報を取得する行為が接近禁止命令等における禁止行為に追加されました。

◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律 <令和7年（2025年）10月改正法施行>

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年（2024年）5月に成立し、令和7年（2025年）4月1日から順次施行、同年10月1日から本格的に、柔軟な働き方を実現するための措置が開始されました。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、個別周知・意向確認の義務化などが改正されています。

◆男女共同参画社会基本法 <令和7年（2025年）6月一部改正法施行>

独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、男女共同参画社会基本法を一部改正するほか、機構法の施行に伴い、関係法律について必要な改正が行われました。

具体的には、国及び地方公共団体による基本的施策として、関係者相互間の連携及び協働の促進、人材の確保等の新設のほか、男女共同参画センター及び独立行政法人男女共同参画機構をナショナルセンターとして法的に位置付けることが明記されました。

◆独立行政法人男女共同参画機構法 <令和7年（2025年）6月施行>

令和7年（2025年）6月に施行された「独立行政法人男女共同参画機構法」において、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構の新設が明記されました。

このことにより、機構に「センターオブセンターズ」としての機能を与え、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとしています。

③東京都の動き

◆東京都男女平等参画推進総合計画 <令和4年(2022年)3月>

平成12年(2000年)3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和4年(2022年)3月に新たな「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、誰にとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として掲げ、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」の2部構成で計画を策定しています。

また、女性活躍推進計画では、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の3つの柱、配偶者暴力対策基本計画では、「配偶者暴力対策」、「男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策」の2つの柱が掲げられています。

◆東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 <令和5年(2023年)3月>

平成30年(2018年)10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年(2019年)12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、令和5年(2023年)3月には、第2期計画が定められました。

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」ことが掲げられています。

◆困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 <令和6年(2024年)3月>

令和4年(2022年)5月に成立した「困難女性支援法」や令和5年(2023年)3月に公示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、令和4年(2024年)3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

基本理念として、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」が掲げられています。

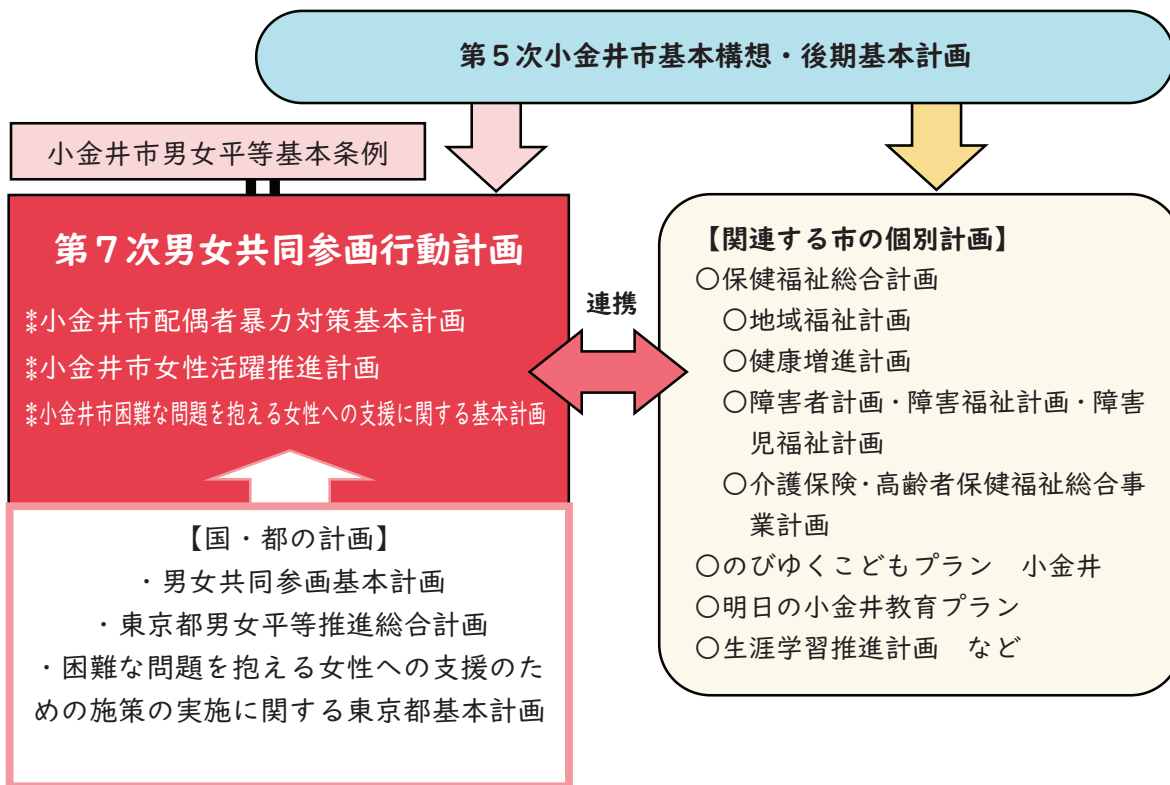
2 計画の位置付け

- ◆ 「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆ 本市の第5次小金井市基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- ◆ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆ 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- ◆ 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ◆ 本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の性格

- ◆ 本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆ 国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ◆ 本市が策定する他の関連計画と連携・調整を図りながら策定しています。
- ◆ 市民意識調査結果、子どもの意見聴取結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。

小金井市第7次男女共同参画行動計画



4 計画の期間

- ◆本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

図表1-1 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第6次男女共同参画行動計画					第7次男女共同参画行動計画				
第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）									
前期基本計画					後期基本計画				
（国）第5次男女共同参画基本計画					（国）第6次男女共同参画基本計画				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画									

5 計画の策定体制

(1) 市民意識調査の実施

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

- ◇調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
- ◇調査期間：令和6年10月1日（火）～10月15日（火）（10月下旬到着分まで回収）
- ◇回収状況：全体768件／2,000件（有効回収率：38.4%）

(2) 子どもの意見聴取の実施

計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市内小・中学生を対象とした「性別による無意識の思い込み」に関するアンケート調査を実施しました。

- ◇調査対象：市内公立小学校6年生・市内公立中学校3年生
- ◇調査期間：令和7年5月9日（金）～5月19日（月）
- ◇回収状況：小学校6年生 923件／1,013件（有効回収率：91.1%）
中学校3年生 623件／754件（有効回収率：82.6%）

(3) 男女平等推進審議会の開催

公募市民や学識経験者等で構成された男女平等推進審議会において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

(4) パブリックコメント、市民懇談会の実施

計画素案に対する市民からの意見を幅広く聴取するため、パブリックコメント及び市民懇談会を実施しました。

第2章 小金井市の現状

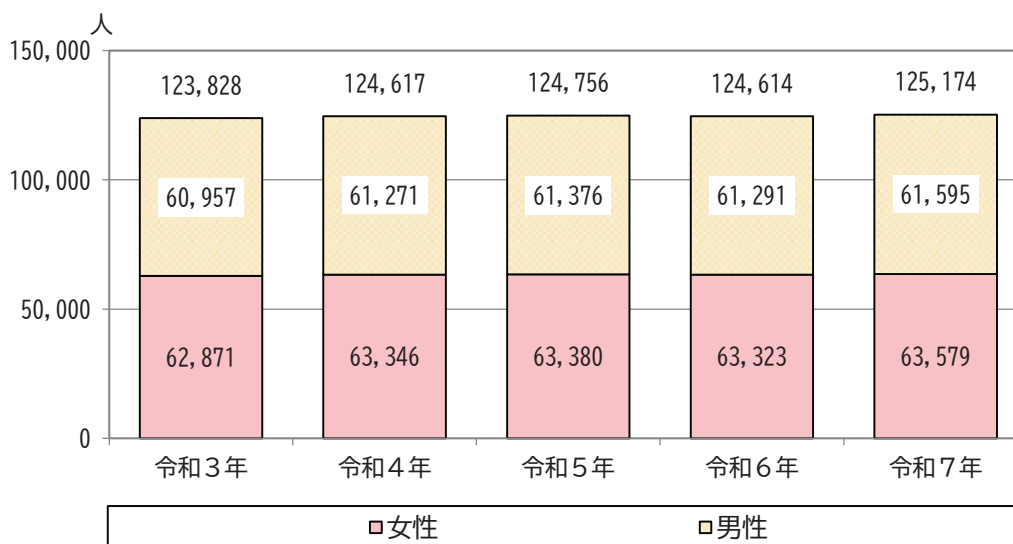
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて、緩やかな増加傾向となっており、令和7年（2025年）1月1日現在で125,174人となっています。

性別にみると、男性に比べて女性が約2,000人多くなっています。

図表2-1 男女別人口の推移



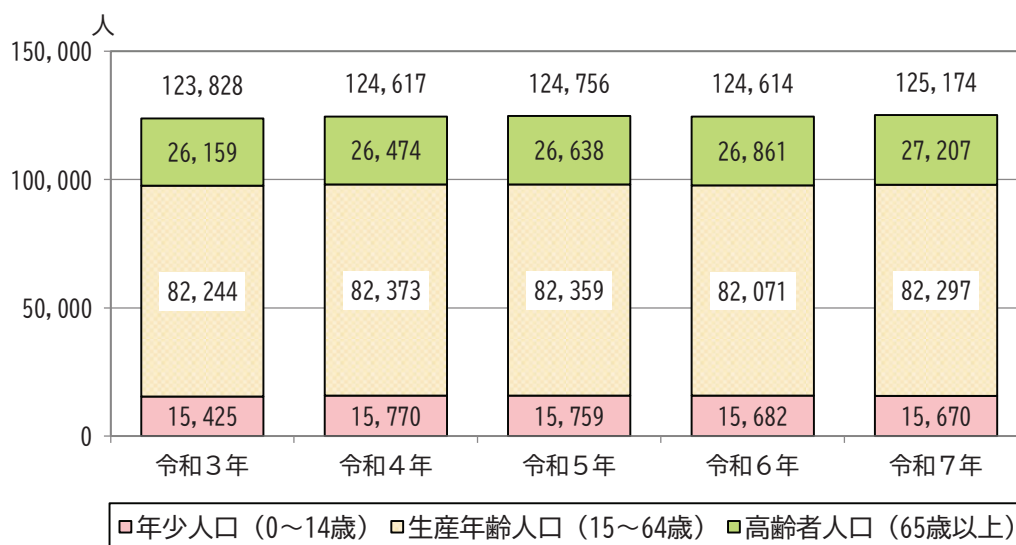
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、いずれの区分もおおむね緩やかに増加しています。

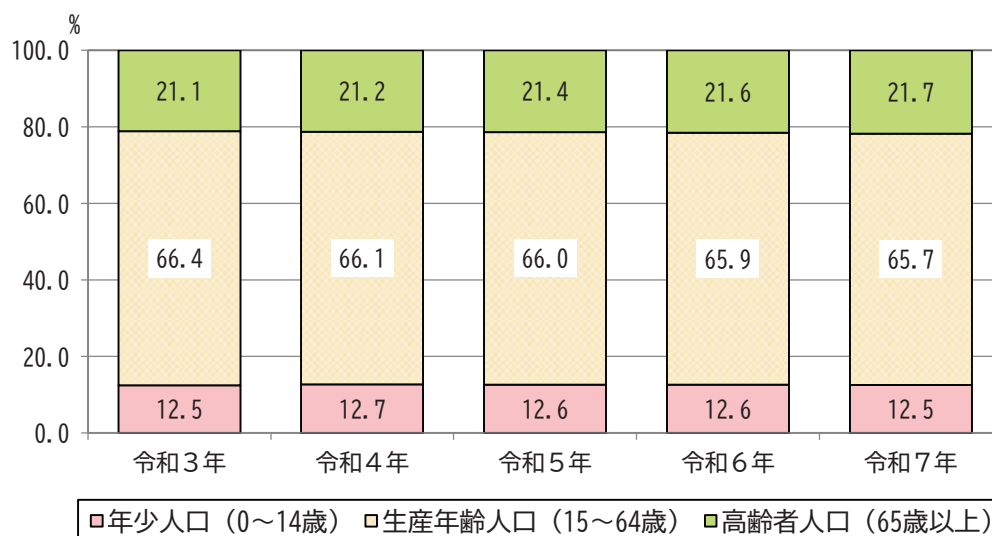
年齢3区分別の人口構成割合をみると、年少人口割合は横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢化率は増加傾向となっています。

図表2-2 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図表2-3 年齢3区分別の人口構成割合の推移

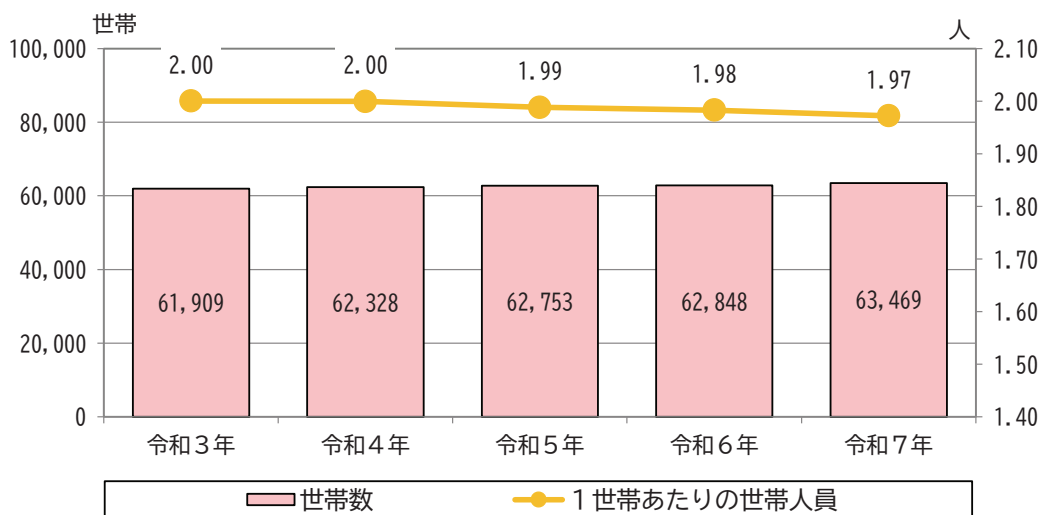


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 世帯の推移

世帯数は緩やかな増加傾向にあり、令和7年（2025年）時点で63,469世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は令和5年（2023年）以降2人を下回っており、令和7年（2025年）時点で1.97人となっています。

図表2-4 世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移

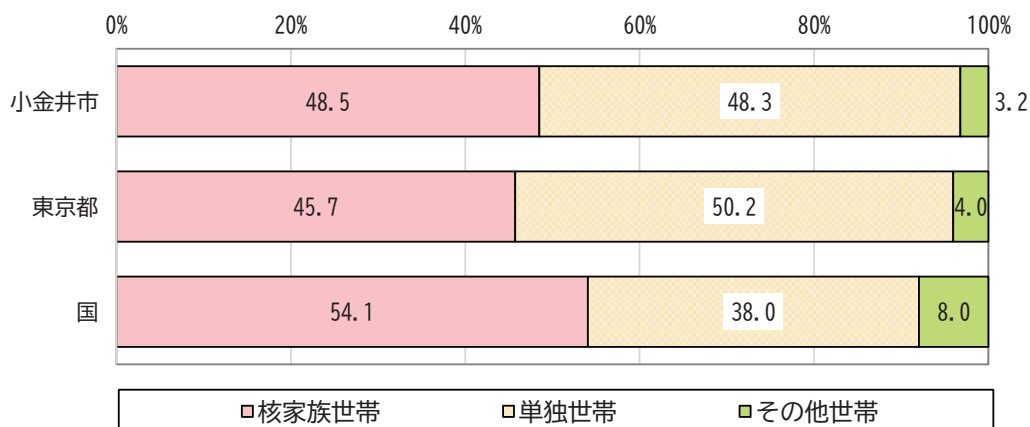


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(4) 家族類型の状況

家族類型の状況を見ると、核家族世帯と単独世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単独世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はないものの、国と比較すると10.3ポイント高くなっています。

図表2-5 家族類型の状況（国・都比較）

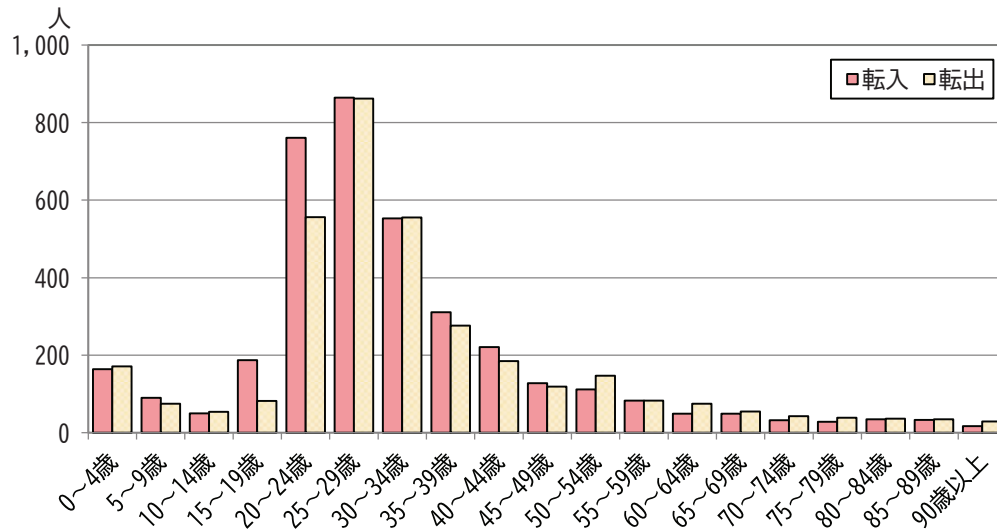


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 転入・転出の状況

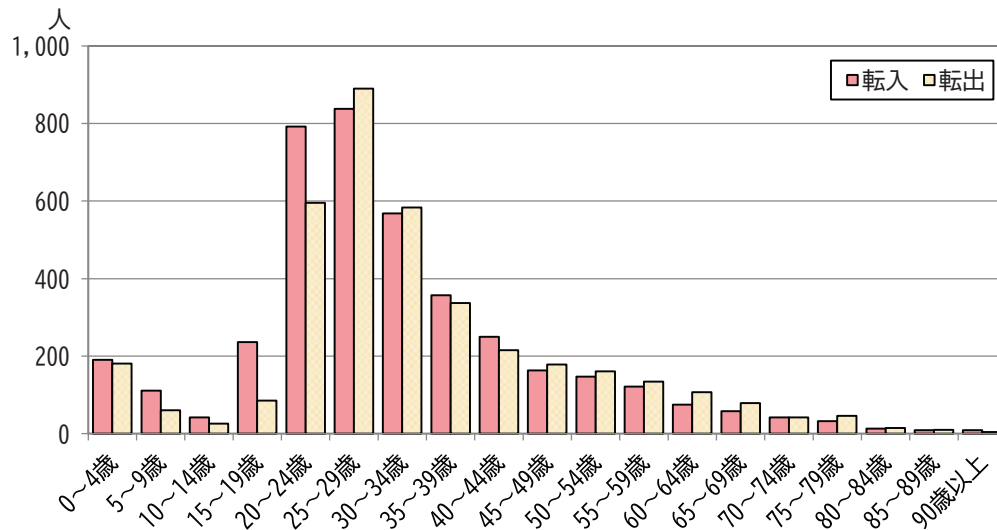
令和6年（2024年）の転入・転出状況をみると、男女ともに20歳代の転入数が多く、特に20～24歳は転入が転出を上回る転入増となっています。同様に15～19歳も転入増となっています。25歳以降は、転入と転出がほぼ同数となっています。

図表2-6 転入・転出の状況（女性）



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

図表2-7 転入・転出の状況（男性）

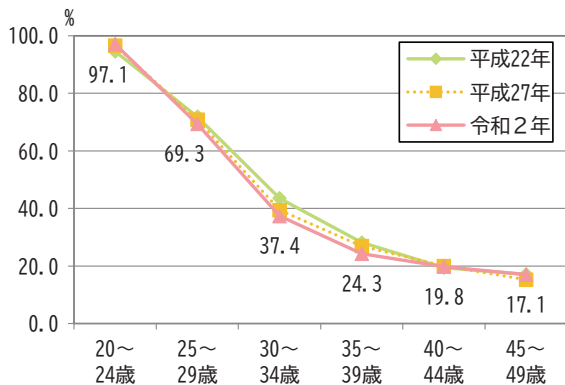


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

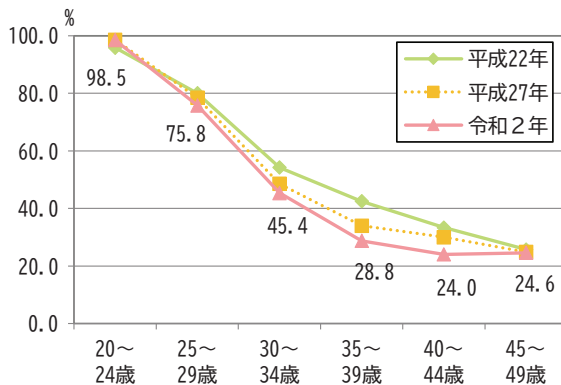
(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、男性はすべての区分で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低く、女性は25～44歳で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低くなっています。

図表2-8 未婚率の推移(女性)



図表2-9 未婚率の推移(男性)



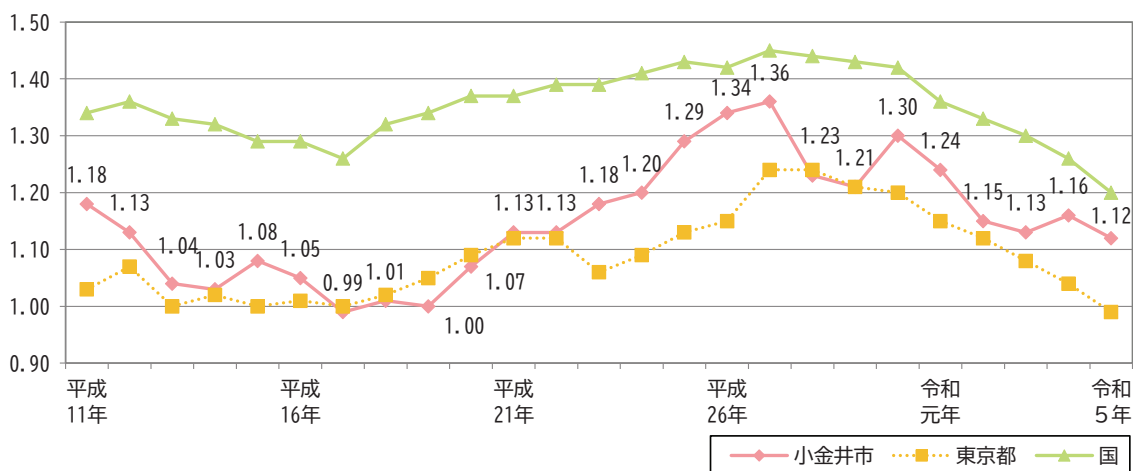
※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しつつ、平成27年(2015年)までは増加傾向でしたが、平成28年(2016年)、平成29年(2017年)に一旦減少し、東京都の数値に近づきました。平成30年(2018年)に再び増加したものの、その後国・都と同様に減少に転じ、令和5年(2023年)は1.12となっています。

図表2-10 合計特殊出生率の推移(国・都比較)



※数値は本市のみ。

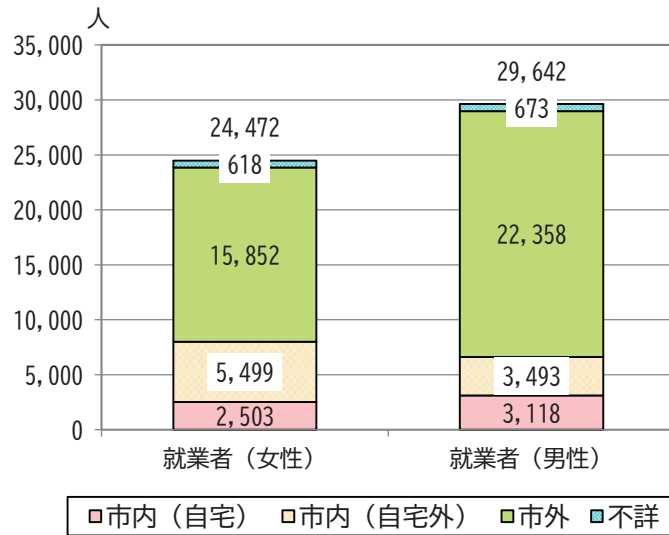
資料：国—人口動態統計(厚生労働省)

東京都、小金井市—人口動態統計(東京都保健医療局)

(8) 就業の状況

就業者の状況を見ると、令和2年(2020年)の女性就業者は24,472人、男性就業者は29,642人となっています。男女ともに市外で就業している人が多くなっています。

図表2-11 就業者の状況



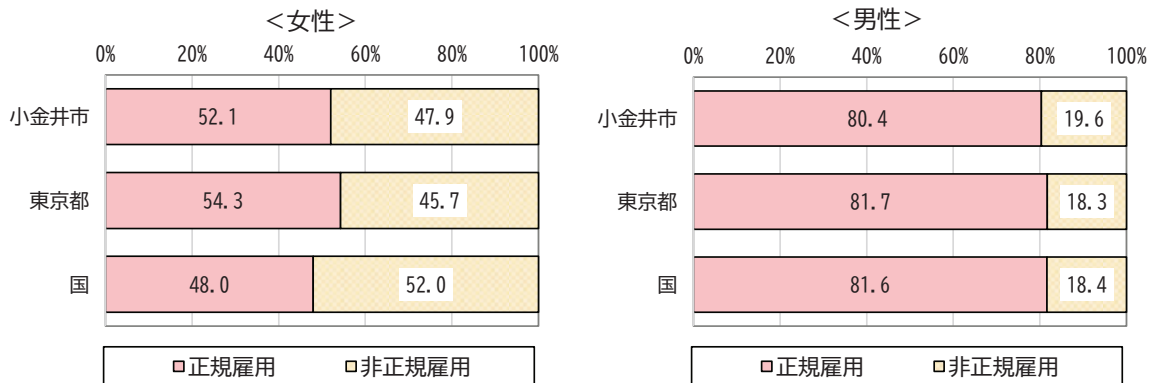
資料：国勢調査（令和2年）

(9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位をみると、小金井市の女性は正規雇用が52.1%、非正規雇用が47.9%となっており、正規雇用の割合は国より高く、東京都より低くなっています。

男性はいずれも正規雇用が80%を超え、国・東京都と同様の傾向となっています。

図表2-12 従業上の地位の状況（国・都比較）



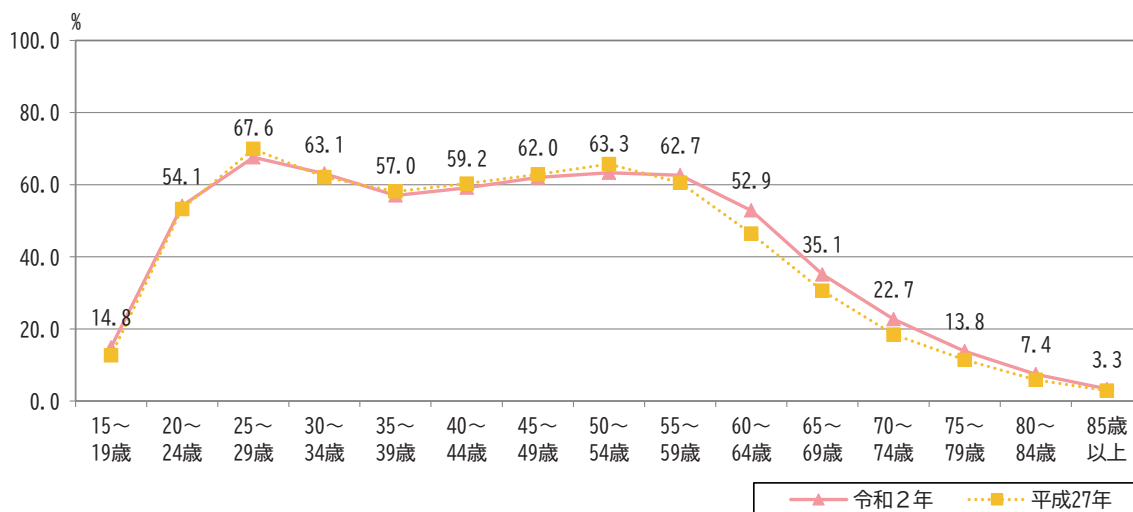
資料：国勢調査（令和2年）

(10) 労働力率の状況

女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳、35～54歳で令和2年（2020年）は平成27年（2015年）よりも低くなっています。

国・都と比較すると、小金井市では東京都と同様に25～29歳が最も高く、その後30歳代で減少するM字カーブを描こうとしますが、国と比較して、M字の谷が深く40歳代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

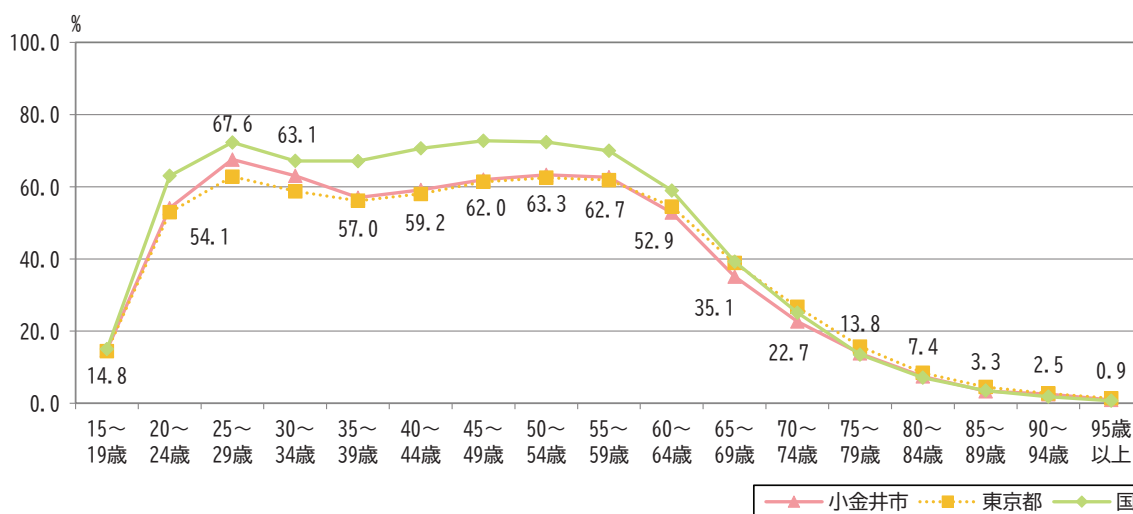
図表2-13 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

図表2-14 女性の年齢5歳階級別労働力率の状況（国・都比較）



※数値は本市のみ。

資料：国勢調査（令和2年）

2

第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第6次男女共同参画行動計画期間における、令和3年度から令和6年度の推進状況調査から重点施策等の進捗状況を、第6次計画の目標ごとにまとめました。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

【重点施策】

◆人権・男女平等に関する講演会等の開催

- ◇ 人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット」を開催しました。
- ◇ 各種講演会への参加や啓発資料等の配布を通して男女共同参画の意識啓発を実施しました。

◆若い世代への啓発・教育の推進

- ◇ 市内小・中学校の児童・生徒に対し、人権教育プログラムを活用した、暴力の未然防止の意識づくりを推進しました。
- ◇ 「知っておきたいデートDV（リーフレット）」を市ホームページへ掲載し、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を推進しました。
- ◇ 二十歳を祝う会においても、DV相談等の案内を配布しました。

【アンケート調査結果より】

◆小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- ◇ 市民意識調査において、こがねいパレットの認知度は24.8%と第6次計画策定時(22.5%)から大きな変化は見られません。情報誌「かたらい」の認知度は12.9%(前回15.1%)と依然として低いことがうかがえます。また、第6次計画自体の認知度も13.0%(前回12.9%)にとどまっています。
- ◇ 相談事業の認知度も、女性総合相談が15.5%(前回15.3%)、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が25.5%(前回20.9%)と低いことがうかがえます。

◆DVの認知度

- ◇ [①平手で打つ]、[⑥相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない]、[⑦なぐるふりをしておどす]、[⑧「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと侮辱的なことを言う]で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が8割を超えています。一方、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」については、[②大声でどなる]で4割台、[③外出などを制限する][⑤何を言っても無視する][④生活費を十分に渡さない]で2割台となっています。

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

◆ DV被害の相談有無、相談先

- ◇ DV被害の相談は、全体で「相談したかったが、相談しなかった」が11.5%（前回8.6%）、「相談しようと思わなかった」が55.6%（前回45.0%）と、“相談しなかった”割合が67.1%（前回53.6%）と高く、第6次計画策定時と比較して13.5ポイント高くなっています。相談した人の相談先として、第6次計画策定時同様「友人・知人」が60.3%（前回64.6%）、「親族」が42.9%（前回45.8%）と高いものの、女性で「同じような経験をした同性」が16.3%（前回5.1%）で11.2ポイント増加、「家庭裁判所、弁護士、警察」が18.4%（前回12.8%）で5.6ポイント増加となっています。

◆ 小中学生の性別による無意識の思い込み

- ◇ 小中学生アンケートにおいて、「男の子／女の子だからと思うことがある」割合が小学生で50.3%、中学生で60.7%、「性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う」割合が小学生で56.0%、中学生で71.5%と、性別による思い込みがあることがうかがえます。
- ◇ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰かから「男の子／女の子だから」と言われた経験がある人ほど、性別による思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ 本市においては、人権・男女平等の推進に向けて、様々な事業を実施しているものの事業自体や計画に対する市民の認知度は低く、本市の男女共同参画に関する取組が十分に伝わっていない状況がうかがえることから、引き続き認知度の向上に努めることが重要です。
- ◇ 暴力行為の内容によってはDVであると認識していない割合も高く、改めてDVなどのあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させ、これを許さない社会意識の醸成と未然に防ぐ環境づくりに努めることが重要です。
- ◇ 年齢を重ねるにつれ、周囲からの影響を数多く受けることで、「性別による無意識の思い込み」を抱いてしまうことが考えられるため、幼少期から「無意識の思い込み」について知ることが重要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【重点施策】

◆男性の家事・育児・介護への参画促進

- ◇ 出産、育児に関する両親学級やエンジェル教室、カルガモ教室において父親が参加しやすい環境を整えたことで、父親の参加者数が増加しています。
- ◇ 父親と子ども、父親同士の交流を図る各種事業を開催し、父親の育児参加と交流機会の提供に努めています。
- ◇ 要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等について、男性介護者も参加しやすいテーマ設定を行いました。

◆一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進

- ◇ 市報、市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載するとともに、男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、「こがねいパレット」等の機会を利用し、普及啓発資料を配布しました。
- ◇ 多様な働き方の普及・啓発に向けて、パンフレットによる情報提供や就職支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー等を行いました。

【アンケート調査結果より】

◆1日あたりの家事・子育てに携わる時間

- ◇ 市民意識調査において、第6次計画策定時と比較して男性の家事や子育てに携わる時間が増加していることがうかがえるものの、依然として共働きであっても男性に比べて女性の家事に携わる時間が長い傾向にあります。

◆育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと

- ◇ 育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男性にとっても女性にとっても、「短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する」、「職場や上司の理解・協力」、「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う」、「保育・介護の施設やサービスを充実する」ことが必要であることがうかがえます。

◆男性の家事・育児の参加について

- ◇ 男性の家事・育児参加へのイメージは、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が74.5%（女性：76.3%、男性：72.6%）と最も高くなっています。第6次計画策定時は女性が67.5%（8.8ポイント増加）、男性が67.9%（4.7ポイント増加）となっており、男女ともにそう考える傾向が高まっています。

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

◆ 育児休業・介護休業の利用意向について

- ◇ 育児休業の利用意向は、「利用したい」で女性（74.9%）が男性（60.8%）より14.1ポイント高くなっています。第6次計画策定時と比較して、男性の「利用したい」が41.3%（19.5ポイント増加）と、男性の育児休業の取得意向の高まりがうかがえます。
- ◇ 介護休業の利用意向は、「利用したい」で女性（72.8%）が男性（64.8%）より8.0ポイント高くなっています。第6次計画策定時と比較して、男性の「利用したい」が48.2%（16.6ポイント増加）と、男性の介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。

◆ 小中学生の家事・育児に対する性別による無意識の思い込み

- ◇ 小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で36.9%、中学生で37.4%、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で37.6%、中学生で41.2%と、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。
- ◇ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰かから「男の子/女の子だから」と言われた経験がある人ほど、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の協力を得ながら、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を進めることが重要です。
- ◇ 男性の家事や子育てに携わる時間の増加や育児休業、介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。事業所や関係機関等の連携・協力を得ながら、男女がともに無理なく仕事と家庭、育児・介護に参画することができる環境づくりが重要です。
- ◇ 子どもたちの性別に対する意識は日常の様々な場面から影響を受け形成されるため、周りの大人が自身の「性別による無意識の思い込み」に気づき、家庭での役割分担を見直すなど、言動に留意することが重要です。

基本目標III 男女共同参画を積極的に推進する

【重点施策】

◆男女の市政参画の促進

- ◇ 多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。
- ◇ 防災・防犯分野では、男女双方の意見を反映することができるよう、審議会運営を行いました。

◆市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

- ◇ 指導的立場への女性の参画の促進に向けて、市女性職員を対象とした女性キャリア支援研修を実施しています。また、令和3年度より男性管理監督職のための女性キャリア支援研修を実施し、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進しています。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、令和6年度の男性育児休業取得率が76.9%と、目標を上回っています。

【アンケート調査結果より】

◆審議会等の女性委員比率について

- ◇ 審議会等の女性委員比率については、男女ともに「適任であれば性別を問わなくてもよい」が女性47.4%、男性45.8%と最も高いものの、第6次計画策定時よりも、「積極的に女性委員を増やした方がよい」が女性で5.3ポイント、男性で5.1ポイント高くなっています。

◆各分野の男女平等観について

- ◇ 様々な場において男女が平等になっていると思うかについては、〔④政治の場〕で「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた《男性優遇》では79.1%（前回79.9%）と約8割を占めています。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ 引き続き、審議会等の女性参画率目標達成に向けて、定期的に状況把握を行うとともに、全庁的に女性委員の登用促進について要請することが必要です。
- ◇ 本市において、性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、男女平等の視点に立った職員配置を行うとともに、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組むことが重要です。

◎小金井市における市民参加による推進事業

こがねいパレット

昭和52年(1977年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年(1987年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年(2001年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

情報誌「かたらい」

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

多摩3市男女共同参画推進共同研究会

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成25年度から平成29年度の5年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成30年度から令和2年度の3年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動は終了しました。

「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年（2003年）に『聞き書き集 小金井の女性たちー時代をつなぐー』、平成18年（2006年）に『聞き書き集 小金井の女性たちー時代を歩むー』を編纂・発行し、市はその活動を支援し、国内外の主要図書館で所蔵・公開されました。

また、自主製作のDVD「写真でたどる小金井の女性たち」は、令和3年（2021年）に『聞き書き集』2冊に加えて市立小中学校図書館「郷土コーナー」に配架され、副教材としての役割を期待されています。加えて、市内音訳グループの手でテープ録音からデジタルCDに刷新された録音図書「聞き書き集」は、視覚障がい者、学習障がい者など多様な受け取り手に届けられ、本市の男女共同参画の歩みが記録される貴重な財産となっています。

市民組織の変遷(婦人問題懇談会～男女平等推進審議会)

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会」を発足、平成8年（1996年）には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第6次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

また、本計画策定にあたり実施した小中学生アンケートにおいて、子どもの頃から「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を持っている状況が明らかになりました。男女共同参画社会の実現に向けては、このような意識を変えていくことも重要です。

二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2

基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標

I

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

基本目標

II

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標

III

男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本目標	主要課題		
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>人権が尊重され、 多様性を認め合う 社会をつくる</p>		1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	
		2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	
	配偶者暴力対策 基本計画	困難な問題を抱える女性への支援に 関する基本計画	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
			4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策
			5 生涯を通じた心と身体健康支援
			6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
<p>基本目標Ⅱ</p> <p>ワーク・ライフ・バ ランスの実現した 暮らしをめざす</p>	女性活躍推進計画	1 家庭における男女共同参画の推進	
		2 働く場における男女共同参画の推進	
		3 女性の活躍と多様な働き方への支援	
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>男女共同参画を 積極的に推進する</p>		4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
		1 政策・方針決定過程への男女の参画	
		2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	
		3 推進体制の充実・強化	

施策の方向	施策
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 【重点】 ②人権・男女平等に関する講演会等の開催
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	①メディア・刊行物等への配慮 ②人権尊重における相談対応の充実 ③多文化共生のまちづくり
(3) 多様性への理解の推進	①性の多様性への理解促進
(1) 教育の場における男女平等教育の推進	①幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	①家庭における教育・学習の推進 ②地域・社会における教育・学習の推進
(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	①DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 ②若い世代への啓発・教育の推進
(2) 被害者支援の推進	①安全確保と自立支援の実施
(3) 相談・連携体制の整備・充実	①相談体制の整備・強化 ②虐待等の防止対策・支援等の充実
(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	①ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実
(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	①母子保健事業等の推進
(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	①健康づくりの推進 ②健康と性に関する学習・啓発の充実
(1) 各家庭の状況等に応じた支援	①支援が必要な家庭への各種サポート
(2) 自立した生活への支援	①各種相談支援の実施【重点】
(1) 育児支援体制の整備	①地域での子育て支援体制の充実
(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②男性の地域活動への参画促進
(3) 介護等への支援体制の整備	①高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	①一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】
(2) 働く場における男女平等の推進	①雇用の場における男女共同参画
(1) 女性の就労に関する支援	①女性の就業支援・起業支援 ②農業・自営業等における男女共同参画の推進
(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	①地域活動団体等の活動促進 ②地域における女性のエンパワーメントの拡大
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①男女の市政参画の促進【重点】
(1) 市民参加・協働による事業展開	①市民や地域団体との協働 ②参画を促す環境づくり
(1) 庁内の男女平等の推進	①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】
(2) 計画の推進体制の強化	①計画推進体制の整備

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、 多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透

人権が尊重され、多様性を認め合うジェンダー平等社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

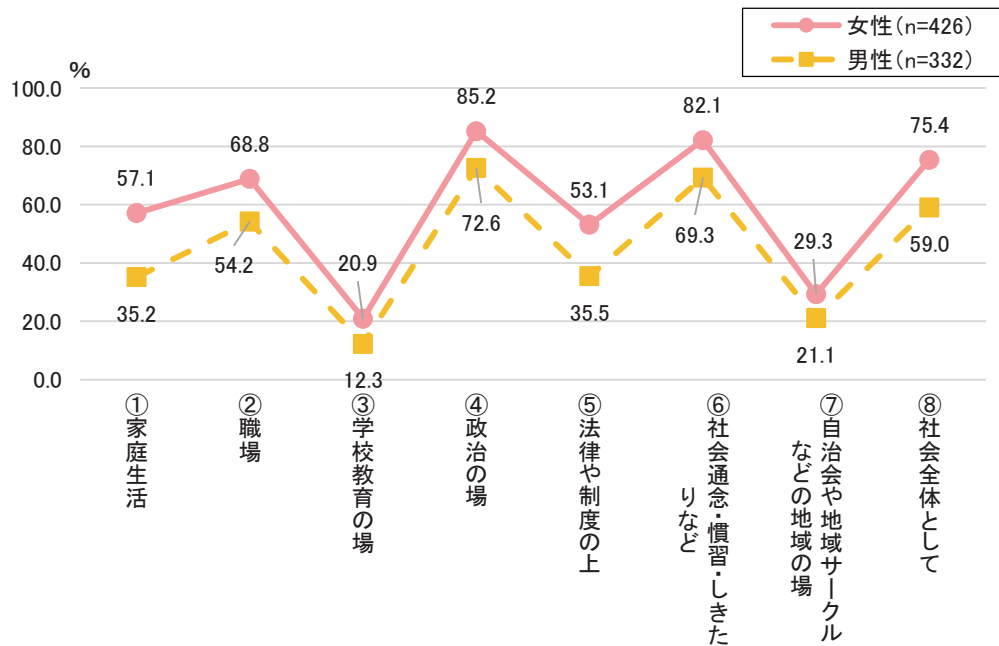
本市ではこれまで、人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや、市民参画による情報誌「かたらい」の発行及び「こがねいパレット」の開催等を進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における「男性優遇」は、全体で7割以上、「職場」「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。いずれの項目も女性が男性と比較して10ポイント以上高くなっており、男女間で意識に差があることが見られます（図表4-1）。

また、こがねいパレットの認知度は前回調査から大きな変化は見られません。さらに、情報誌「かたらい」や第6次計画自体の認知度も1割台にとどまっており、必要な情報が十分に市民に届いていないことがうかがえます（図表4-2）。

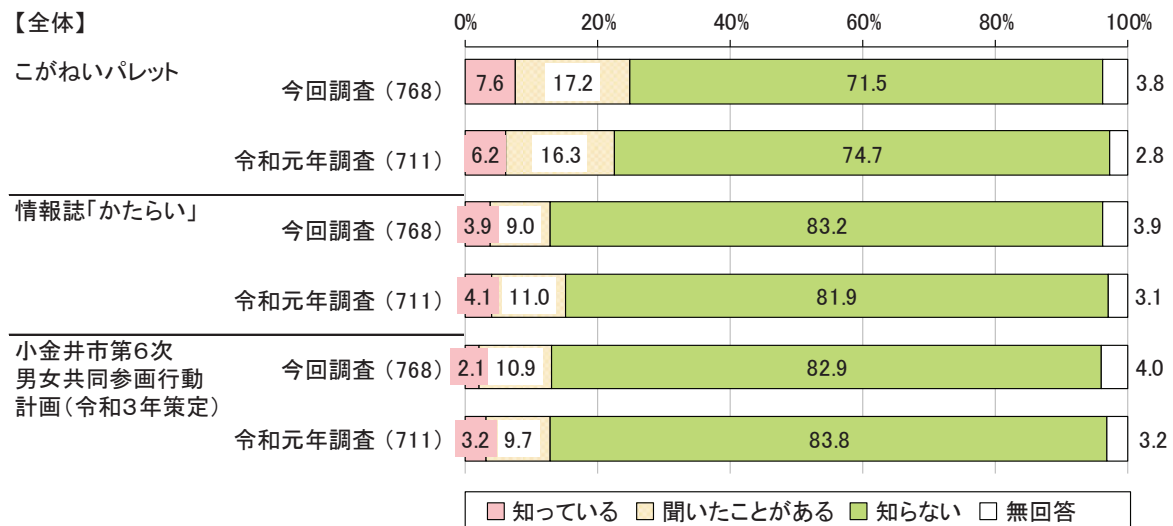
こうした状況をふまえ、今後も市民一人ひとりに人権尊重・ジェンダー平等意識が浸透するよう、情報媒体や取組自体の認知度の向上を図るとともに、様々な媒体や機会を通じて、普及・啓発活動に取り組むことが必要です。

図表4-1 各分野における《男性優遇》の割合（市民意識調査）



※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

図表4-2 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況（市民意識調査）



施策の方向（1）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革やジェンダーバイアスの解消を進めるため、講演会や広報媒体等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進【重点】

No	事業名	事業内容		
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料等を作成・活用します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権啓発物品の作成・配布	広報秘書課	
		・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	
2	男女平等に関する啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例、ジェンダーバイアスの解消など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。		
		具体的な事業		担当課
		・ジェンダーバイアス解消に向けた普及啓発用冊子の作成・活用【新規】	企画政策課	
		・二十歳を祝う会での啓発資料の配布	企画政策課	
		・男女共同参画シンポジウム等での男女平等基本条例等の周知	企画政策課	
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図るとともに、広く周知を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	
		・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	
4	情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」や「こがねいパレット」記録集を発行し、市施設等で配布し広く周知します。		
		具体的な事業		担当課
		・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	企画政策課	

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催

No	事業名	事業内容	
5	人権に関するイベントの開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、様々な人権をテーマにイベントを開催します。	
		具体的な事業	
		・人権に関するイベントの開催	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	
		具体的な事業	
		・男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	
		具体的な事業	
		・「こがねいパレット」の開催	企画政策課

施策の方向（2）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別にかかわらず、子どもの頃から一人ひとりの人権と尊厳が守られるよう、メディア・リテラシーの普及啓発や情報モラル教育を推進します。あわせて、人権尊重に関する相談体制の充実に努めます。また、国際理解教育や国際交流を通じて、互いの文化と人権を尊重し合える多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止、固定的な役割分担意識の解消を図ります。	
		具体的な事業	
		・市民向け普及・啓発の実施	企画政策課

小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。 また、学校教育において、発達段階に応じたメディア・リテラシーを身に付け、他者の人権に配慮した情報発信を行えるようにします。	
		具体的な事業	
		・情報モラル教育の充実	指導室
		・児童・生徒向け普及・啓発の実施	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	
		具体的な事業	
		・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課
		・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課
		・差別や偏見を助長しない表現や男女バランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	
		具体的な事業	
		・男女平等に関する苦情・相談の受付	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 また、子どもの権利侵害に関する相談・救済に取り組みます。	
		具体的な事業	
		・人権・身の上相談	広報秘書課
		・女性総合相談	企画政策課
		・子どもオンブズパーソン【新規】	児童青少年課

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	
13	平和に関するイベントの開催	非核平和映画会や平和の日記念行事等を開催します。様々な視点から市民により広く啓発していくことで、平和意識の高揚を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・平和に関するイベントの開催	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・国際理解教育の推進	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課
		・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館

施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様な性自認や性的指向など、性の多様性に関する正しい理解の促進に向け、パートナーシップ宣誓制度の運用、周知に努めるとともに、性の多様性に関する情報提供や研修会等を実施します。

施策① 性の多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	
16	パートナーシップ宣誓制度の運用と周知	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領カード等を発行する制度を運用します。 また、広く市民に対し周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・パートナーシップ宣誓制度の運用と周知	企画政策課
17	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市民や職員を対象にした研修会等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民向け性の多様性への理解促進講座	企画政策課
		・職員向け人権研修	職員課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
18	性の多様性に関する情報提供の実施	性の多様性の理解と支援を促進するため、情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・性の多様性への理解促進パネル展の実施【新規】	企画政策課
		・性の多様性リーフレットの作成・配布【新規】	企画政策課

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

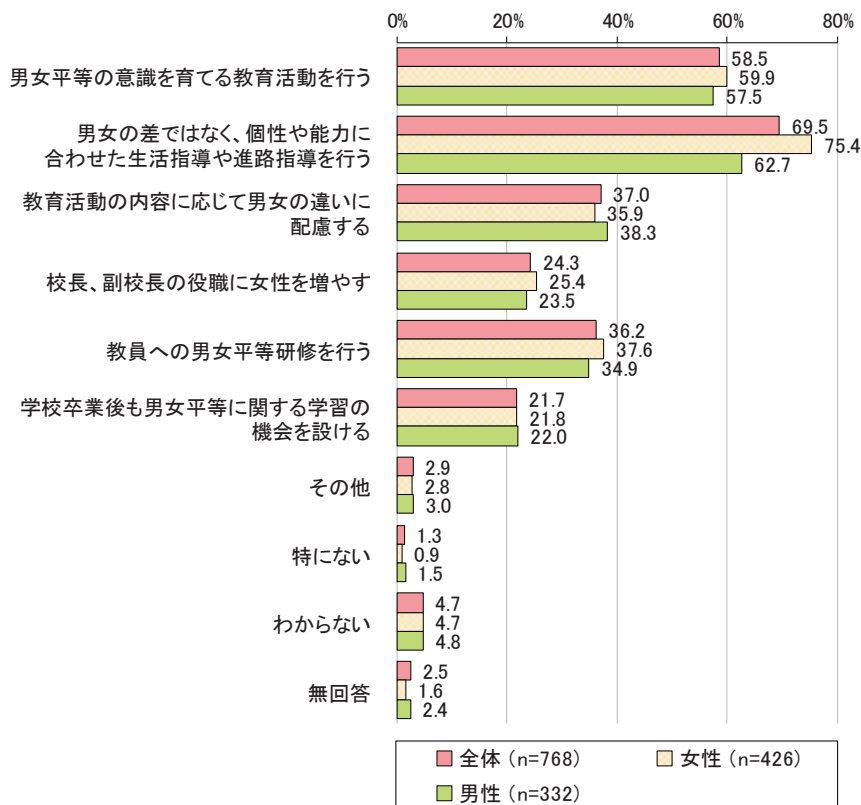
男女共同参画社会の実現には、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりがその意義を正しく理解し、必要性を認識することが重要です。そのために大きな役割を果たすのが、教育や学習の機会です。

令和6年（2024年）に実施された市民意識調査では、学校教育の場で男女平等を進めるために特に重要だと思うこととして、「男女の差ではなく、個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」や「男女平等の意識を育てる教育活動を行うこと」が多く挙げられました（図表4-3）。

また、小中学生を対象としたアンケートでは、「男の子/女の子だから」と思うことがあると回答した割合が、小学生で約5割、中学生で約6割にのぼり、「性別によって向いている仕事・向いていない仕事がある」と考える割合も、小学生で5割半ば、中学生では7割を超えています。特に、「男の子/女の子だから」と誰かに言われた経験のある人ほど、自身もそのように強く思う傾向が見られました（図表4-4～4-7）。

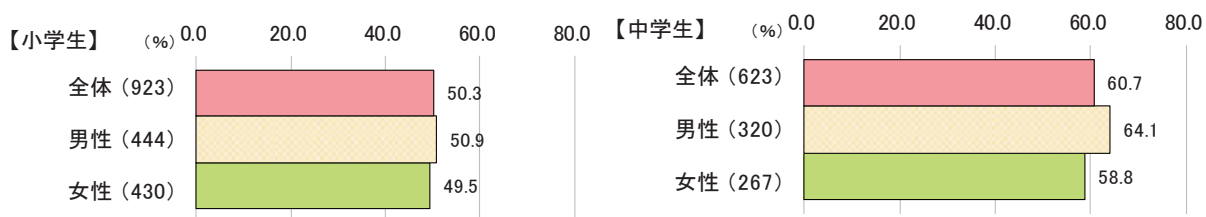
このように、幼少期や学齢期は身近な環境の影響を受けやすいため、学校・家庭・地域における教育や学習の場では、男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや社会の変化に応じて、男女共同参画に関する学びの機会を継続的に提供していくことが重要です。

図表4-3 男女平等を進めるために学校教育の場で重要なこと（市民意識調査）

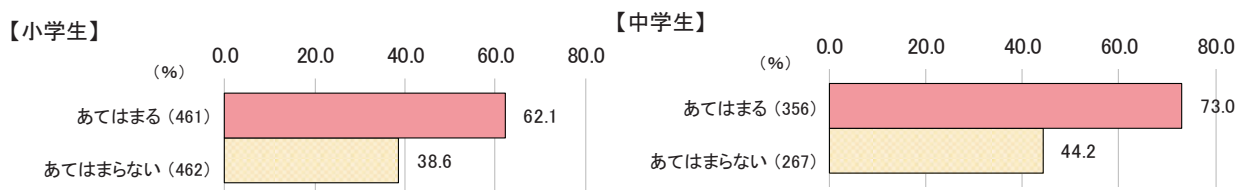


小金井市第7次男女共同参画行動計画

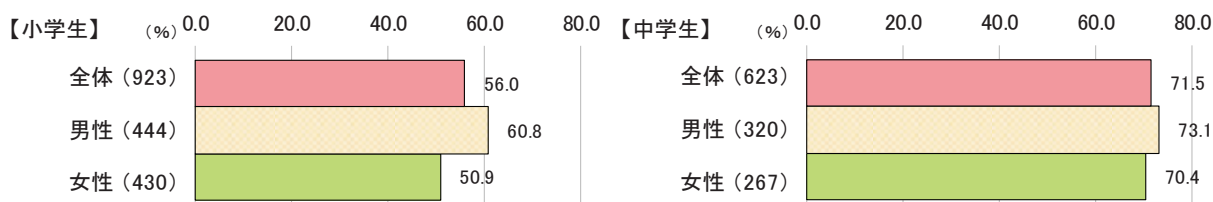
図表4-4 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある（小中学生アンケート）



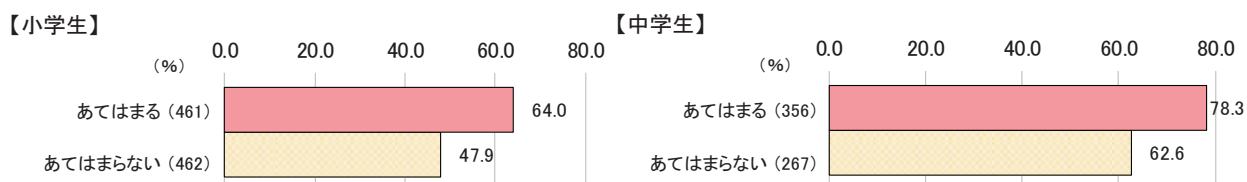
図表4-5 「男の子/女の子だから」と言われた経験別の「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合（小中学生アンケート）



図表4-6 （将来の仕事について）性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う（小中学生アンケート）



図表4-7 「男の子/女の子だから」と言われた経験別の性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うことがある割合（小中学生アンケート）



施策の方向（1）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じて、男女平等の意識を育む教育と、自分や他者を思いやる人権教育を推進します。子どもが固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう支援します。また、子どもの育ちや教育に関わる人を対象に、理解促進のための研修を実施します。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容		
19	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・職員研修の実施	職員課	
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育	指導室	
		・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育	指導室	

施策の方向（2）生涯を通じた男女平等教育の推進

子どもの育ちに関わる保護者に対して、男女平等や人権、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への正しい理解を促す啓発に取り組みます。また、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり男女共同参画への理解を深め、男女平等意識に基づいた行動を実践できるよう、家庭や地域に向けた学習機会の充実を図ります。

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容		
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だちづくりへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・平日コース及び土曜日コースの実施	こども家庭センター	
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	父親と母親の育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だちづくりへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・エンジェル教室・カルガモ教室の開催	こども家庭センター	
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・家庭教育学級の開催	生涯学習課	

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容		
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権尊重・男女平等の視点を踏まえた講座の実施	公民館	
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。		
		具体的な事業		担当課
		・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	
		・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催	公民館	

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

配偶者等からの暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、こうした暴力は、家庭内など親密な関係性の中で起こることが多く、周囲が気づきにくいいため、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。

また、子どもの見ている前で夫婦の間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるとともに、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。このように、DVと児童虐待が密接に関連していることを踏まえた取組も重要となります。

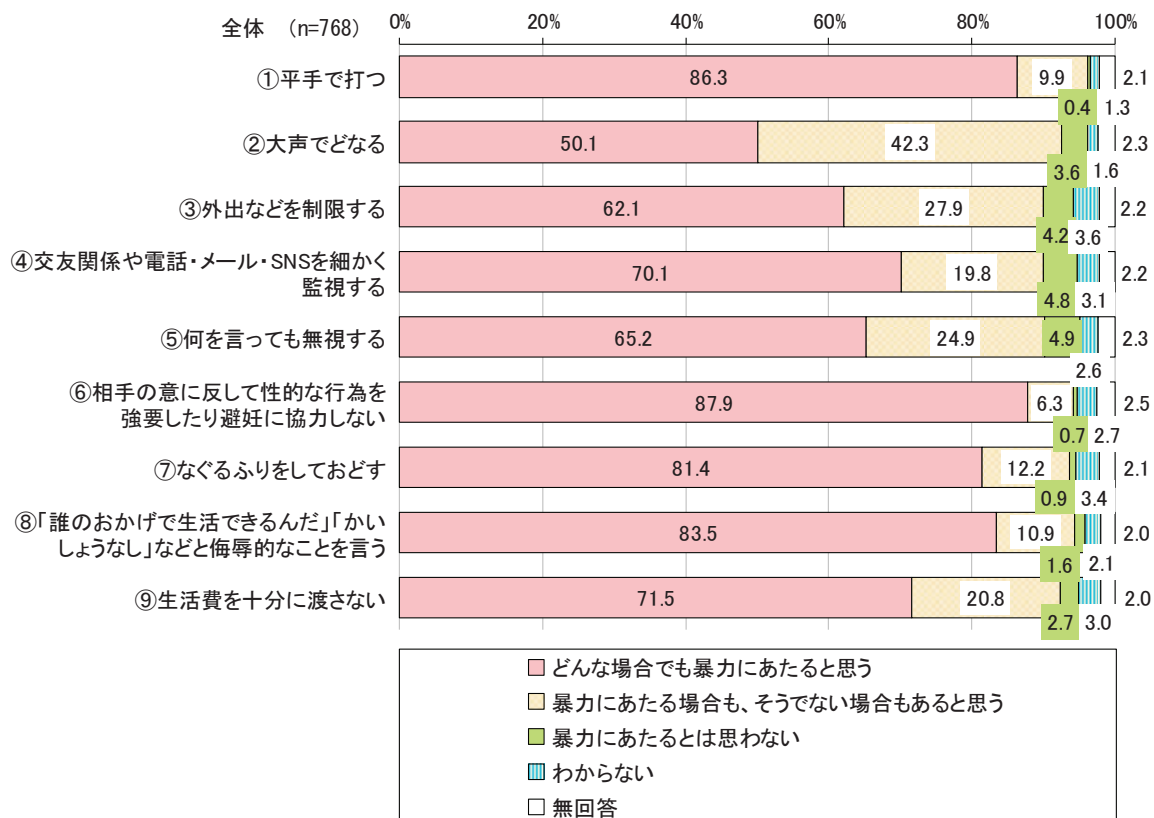
本市では、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や、被害者支援の強化に取り組んできました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を活用した啓発活動を通じて早期発見のための意識づくりを行うとともに、命の大切さや他者を思いやる心を育む教育による未然防止にも力を入れています。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果では、暴力行為の内容によっては配偶者等からの暴力に該当すると認識していない割合が高く、あらためて、配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させることが求められます（図表4-8）。あわせて、暴力を許さない社会意識の醸成と、未然に防ぐ環境づくりが重要です。また、配偶者等からの暴力を受けた際に「相談しなかった」と回答した割合が7割弱と高く、相談への心理的・社会的ハードルの高さがうかがえます（図表4-9）。

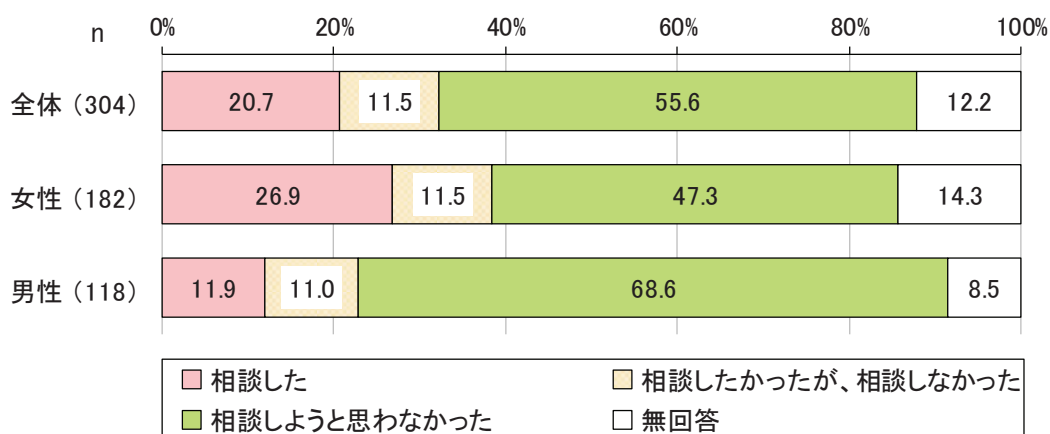
こうした状況を踏まえ、暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者が安心して相談できる体制や、安全を確保する保護体制の充実を図る必要があります。さらに、関係機関との連携を強化し、被害者が早期に支援を受けられる仕組みづくりも重要です。

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

図表4-8 DVの認知度（市民意識調査）



図表4-9 DV被害の相談有無（市民意識調査）



施策の方向（１）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力やデートDVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識が市民に広く浸透するよう、広報・啓発活動を継続します。あわせて、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に向けて、体制の強化と関係機関との連携に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容		
26	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・DV相談カードの配布	企画政策課	
		・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせたパネル展の実施	企画政策課	
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・医療機関・関係機関への情報提供の実施	企画政策課	
28	様々な機会を通じたDVの早期発見	訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・こども家庭センター総合相談の実施	こども家庭センター	
		・要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター	
		・福祉総合相談の実施	地域福祉課	

施策② 若い世代への啓発・教育の推進

No	事業名	事業内容		
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラム及び子どもの権利に関する条例を活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・人権教育プログラムの実施	指導室	
30	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・「知っておきたいデートDV」（リーフレット）のホームページによる啓発	企画政策課	
		・二十歳を祝う会におけるDV相談等の案内配布	企画政策課	

施策の方向（2）被害者支援の推進

被害者の安全確保を最優先に行うとともに、自立や生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援を行います。あわせて、子どもを含む家庭への心理的ケアにも配慮し、庁内外の関係機関と連携を強化することで、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容		
31	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。		
		具体的な事業		担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援	企画政策課	
		・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の実施	市民課	
32	被害者の安全確保	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・関係機関との情報交換会の開催	企画政策課	
		・緊急一時保護宿泊費等助成制度の実施	企画政策課	

No	事業名	事業内容	
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・生活の再建に向けた支援と情報提供	企画政策課 地域福祉課 子育て支援課 こども家庭センター
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、こども家庭センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・保育に関する支援	保育課
	・就学等に関する支援	学務課 指導室	

施策の方向（3）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実や窓口情報の周知を進めるとともに、被害者の状況や背景を丁寧に理解し、適切な対応ができるよう努めます。あわせて、相談員の相談対応能力の向上に努めるなど、相談機能の強化と関係機関との連携体制の充実を図り、切れ目のない支援につなげます。

施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・男性に対する相談支援窓口に関する情報提供の実施	企画政策課

小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。 また、研修への参加を通じて、女性相談支援員等の関係職員が専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう努めます。	
		具体的な事業	
		・DVに関する研修会等への参加	企画政策課 関係各課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	
		具体的な事業	
		・関係機関との情報交換会の開催【再掲】	企画政策課

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
39	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	
		具体的な事業	
		・虐待防止、権利擁護に関する啓発	こども家庭センター 介護福祉課 自立生活支援課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課

主要課題4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの行為は、DV（ドメスティック・バイオレンス）と並び、男女共同参画社会の形成を阻む重大な要因です。これらの行為は、家庭・学校・地域・職場など、日常生活の様々な場面で発生する可能性があり、誰もが被害者となる恐れがあります。社会的に決して許されるものではなく、その防止と被害者支援に向けた取組が強く求められます。

近年では、スマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、個人の尊厳を著しく傷つける暴力的な行為も深刻な問題となっています。

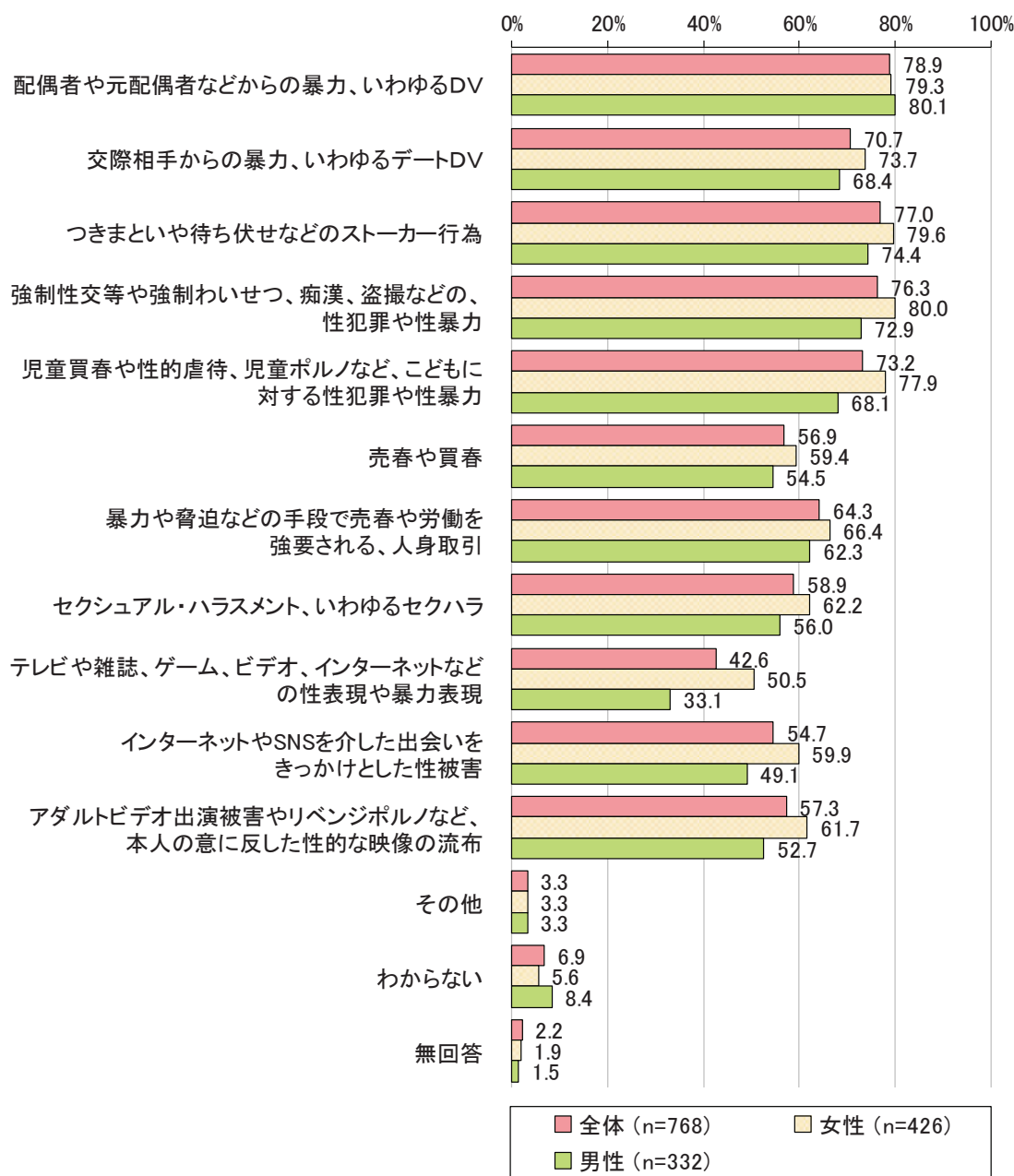
令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、女性に対する暴力の根絶を図るために対策が必要な問題として、DVに続き、ストーカー行為や性犯罪・性暴力との回答が多く、市民にとっても関心の高い問題となっています（図表4-10）。

国では、令和5年（2023年）の刑法改正等により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたほか、「性的姿態撮影等処罰法」が成立し、「リベンジポルノ」などへの対策が講じられています。

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる生活の場において、市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカー行為や各種ハラスメント、性犯罪・性暴力等の行為に対して、引き続き適切な対応と支援体制の整備が重要です。

小金井市第7次男女共同参画行動計画

図表4 - 10 女性に対する暴力根絶のために対策が必要なこと（市民意識調査）



施策の方向(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントやストーカー行為、性犯罪・性暴力等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を進めます。

施策① ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	
		具体的な事業	担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援【再掲】	企画政策課
		・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の実施【再掲】	市民課
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施	企画政策課
		・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課
		・国のハラスメント撲滅月間に合わせた啓発の実施【新規】	企画政策課
		・人権110番の周知	広報秘書課
		・庁内におけるハラスメント防止に対する啓発及び研修の実施【新規】	職員課
・小中学校教職員に対する服務事故研修の実施【新規】	指導室		
42	若年層への性犯罪・性暴力等への対策の推進	国の「若年層の性暴力被害予防月間」や小中学校での「生命(いのち)の安全教育」を通じて、若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談先の周知、被害を受けた際の対応方法などの啓発を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・若年層の性暴力被害予防月間での啓発の実施【新規】	企画政策課
		・「生命(いのち)の安全教育」の実施【新規】	指導室

主要課題5 生涯を通じた心と身体 の健康支援（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら、思いやりをもって共に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に女性は、妊娠や出産をはじめ、生涯を通じて男性とは異なる身体的・健康的な課題に直面することがあります。こうした女性特有の健康課題に対する支援を進めるとともに、女性自身の自己決定が尊重され、的確な自己管理が行えるよう支援することが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、こうした視点に基づく概念であり、女性だけではなく社会全体で理解を深めることが求められます。

また、生涯を通じて心身の健康を維持することは、自立した生活を営む上で欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが健康で安全な暮らしを続けられるよう、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを支援していく必要があります。

さらに、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済的・生活上の困難が背景にある自殺の増加などの課題についても、引き続き支援を行うとともに、相談支援体制のさらなる強化を図ることが求められます。

施策の方向（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期の女性に対する母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	
43	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・妊婦健康診査	こども家庭センター
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・就労している妊婦のためのリーフレットの配布	こども家庭センター
45	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供の実施	企画政策課

施策の方向（2）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

すべての人が生涯にわたり、健康で安定した生活を送れるよう、各年代に応じた心身の健康づくりを支援します。あわせて、健康や性に関する啓発と学習の機会を提供し、誰もが自分らしく生きられる環境づくりを進めます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容		
46	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・特定健診、特定保健指導	保険年金課	
		・集団健康診査	健康課	
		・各種がん検診（子宮頸がん検診、乳がん検診等）	健康課	
・骨粗しょう症検診	健康課			
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・健康相談会や健康講演会の開催	健康課	
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。		
		具体的な事業		担当課
		・「健康手帳」の交付	健康課	
49	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・メンタルチェックシステムの活用	健康課	
		・ゲートキーパー養成研修	健康課	
・相談先の周知	健康課			

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容		
50	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・エイズに関するパンフレット・ポスター等の掲示	健康課	
51	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。		
		具体的な事業		担当課
		・「生命（いのち）の安全教育」の実施【再掲】	指導室	
		・性に関する授業の実施	指導室	

主要課題6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本 計画)

晩婚化・未婚化、高齢者人口の増加など、社会状況の変化に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用の多さなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況が指摘されています。

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育ての負担に加え、経済的な負担も大きく、子育ても仕事も一人で抱え、不安定な就労形態を余儀なくされるケースが多くなっています。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことや、暴力による被害等が背景にある場合があることにも留意し、令和6年(2024年)年4月に施行された困難女性支援法によって整備が進められている相談支援体制等により、必要な支援につなげていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える女性等に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないよう、きめ細かな支援を行うことが重要です。すべての人が安心して暮らせる環境を整備するとともに、地域社会の一員として心豊かな生活を実現できるよう、支援を必要とする人が安心して相談でき、必要な支援につながる体制づくりを引き続き推進していくことが求められます。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を支えるため、生活・就労・養育などに課題を抱える家庭に対して、それぞれのニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	
52	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	こども家庭センター
53	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障がある家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の実施	子育て支援課

施策の方向（2）自立した生活への支援

ひとり親家庭をはじめ、様々な困難や複合的な課題を抱える家庭が地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援を実施するとともに、相談機関の周知を進めます。あわせて、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることで、切れ目のない支援の提供に努めます。

施策① 各種相談支援の実施【重点】

No	事業名	事業内容	
54	困難な課題を抱える女性への支援体制の検討	児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護その他多岐にわたる分野で支援に携わる関係部署と連携し、複合的な課題を抱えた女性を支援するための支援調整会議の設置と運用方法を検討します。	
		具体的な事業	担当課
		・困難な課題を抱える女性への支援体制の検討【新規】	企画政策課 地域福祉課 子育て支援課
		・関係職員の研修参加【新規】	関係各課

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
55	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・生活困窮者自立相談支援事業の実施	地域福祉課
56	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
57	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	子育て支援課
58	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種専門相談を行い、市民の相談を受け付けます。また、必要に応じて相談機関を案内します。	
		具体的な事業	担当課
		・各種専門相談の実施	広報秘書課
59	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・福祉総合相談窓口	地域福祉課

主要課題 1 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに、仕事・子育て・介護・地域活動などにおいて、自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、家庭や地域における支援環境の整備が欠かせません。

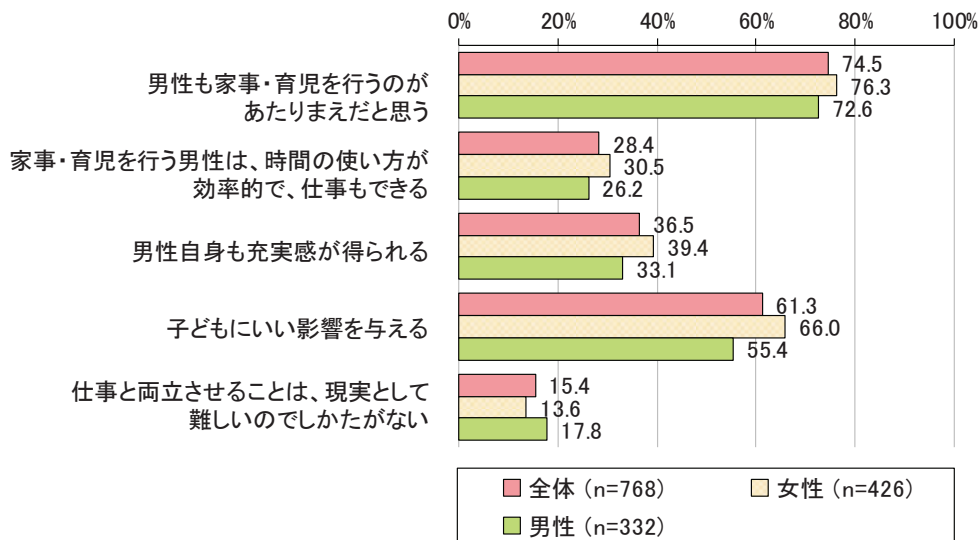
女性の就業率の高まりやライフスタイル・世帯構造の変化が進む一方で、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にもその影響が見られます。

本市では、これまでも各個別計画に基づき、子育て支援や介護サービスの充実に取り組んできました。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、男性の家事・育児への参加を当然とする意識や、実際に携わる時間の高まりが見られる一方で、依然として女性が家事や育児に多くの時間を割いている状況も見受けられます（図表4-11～12）。

小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小中学生ともに3割台半ば、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で3割台後半、中学生で4割強となっています（図表4-13～14）。家庭内での役割分担の状況なども影響し、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。

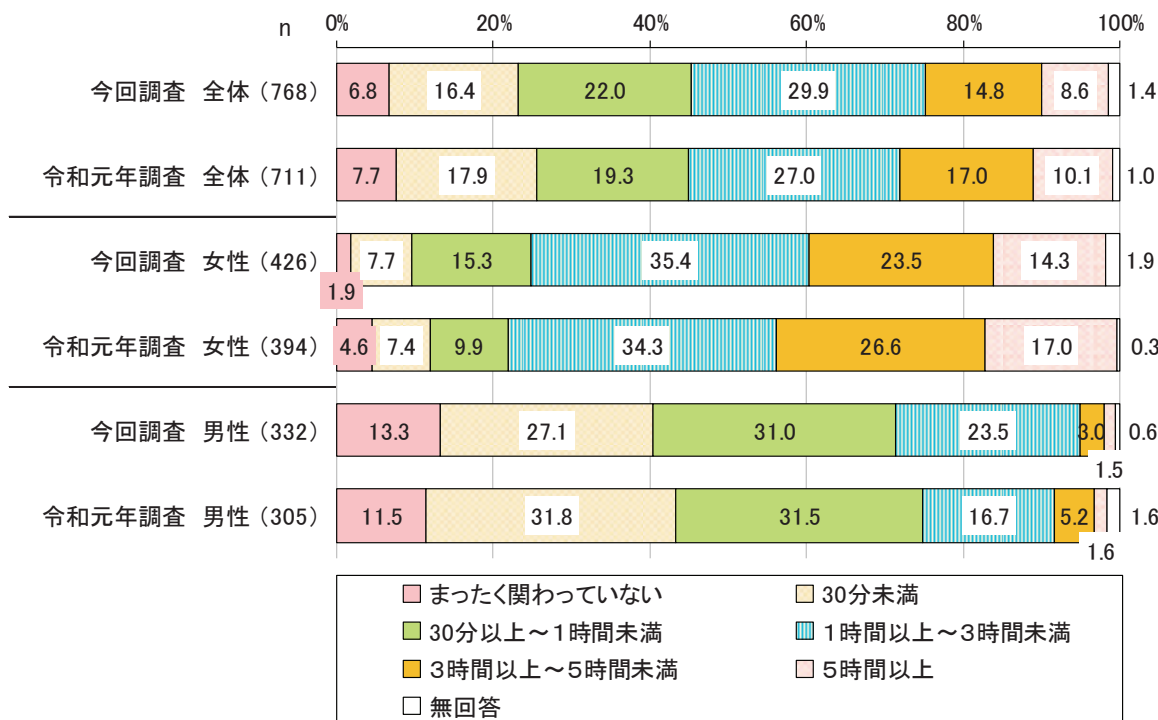
こうした状況を踏まえ、男女がともに家事・育児・介護などを担いながら、家庭生活においてもワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭内の役割分担に対する固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女双方の意識改革を促すとともに、男性が家事・育児・介護に積極的に関わられるよう、家庭・地域・職場を含めた周囲の理解と意識の変革を進める環境づくりが求められます。あわせて、子育て・介護と仕事の両立を支援するサービスの充実が必要です。

図表4-11 男性の家事・育児の参加について（市民意識調査）

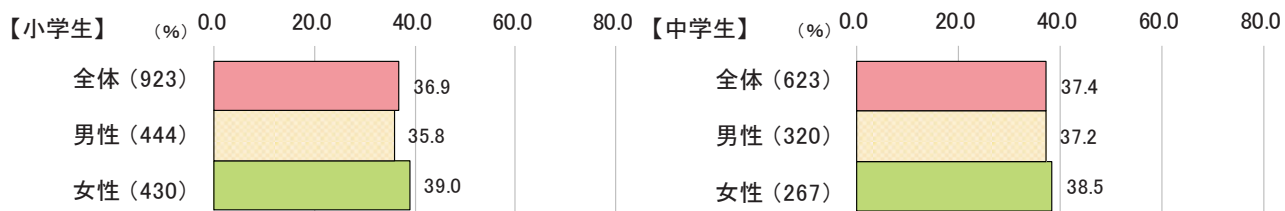


小金井市第7次男女共同参画行動計画

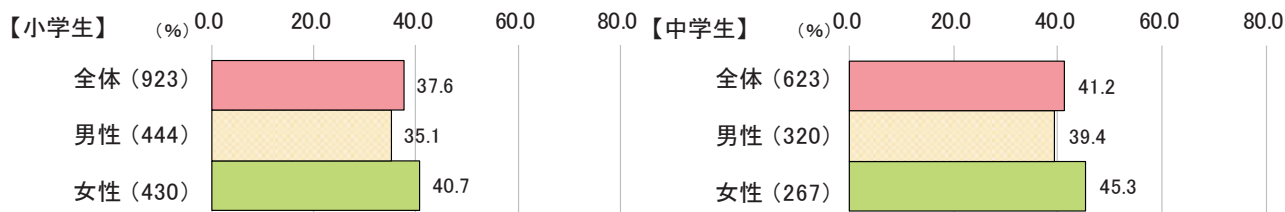
図表4-12 家事に携わる時間 [平日] (市民意識調査)



図表4-13 家事について〈女性の方が得意〉だと思う割合 (小中学生アンケート)



図表4-14 育児について〈女性の方が得意〉だと思う割合 (小中学生アンケート)



施策の方向（１）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実と、必要な情報の提供に取り組みます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	
60	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、必要な方が利用できるよう、適切な情報提供を行います。	
		具体的な事業	
		・保育サービスの充実	保育課
61	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校１年生から３年生まで（障がいのある児童は４年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	
		具体的な事業	
		・学童保育の推進	児童青少年課
62	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	
		具体的な事業	
		・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導と今後の利用できる支援についての周知	こども家庭センター
		・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	こども家庭センター
63	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	
		具体的な事業	
		・こども家庭センター「親子あそびひろば」	こども家庭センター
64	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	
		具体的な事業	
		・放課後子ども教室の実施	生涯学習課

小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容		
65	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	こども家庭センター	
		・こども家庭センターにおける子育て相談、子育て講座他	こども家庭センター	
		・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課	

施策の方向（2）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、意識改革を図るとともに、子育てや介護に関する知識を身につけることができるよう、支援します。あわせて、男性の地域参加へのきっかけづくりと参加促進を行います。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進

No	事業名	事業内容		
66	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児をパートナーとともに学び、ともに歩んでいけるよう、母子手帳の交付の際に「父親ハンドブック」を配布します。		
		具体的な事業		担当課
		・「父親ハンドブック」の配布	こども家庭センター	
67	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。		
		具体的な事業		担当課
		・両親学級	こども家庭センター	
		・エンジェル教室・カルガモ教室	こども家庭センター	
68	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。		
		具体的な事業		担当課
		・こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター	
		・児童館の子育てひろば	児童青少年課	

No	事業名	事業内容		
69	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課	

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容		
70	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。		
		具体的な事業		担当課
		・男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	公民館	
71	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。		
		具体的な事業		担当課
		・地域参加講座の開催	生涯学習課	

施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者などの介護に積極的に関わるとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実を進めます。あわせて、サービス利用に関する情報提供や相談支援に取り組み、誰もが安心して介護に向き合える環境づくりを進めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容		
72	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課	
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	
		・介護保険サービスの正しい使い方の発行	介護福祉課	

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

No	事業名	事業内容	
73	障がい福祉サービスの推進と相談支援	家族介護者のワーク・ライフ・バランスを推進するため、家族介護者のレスパイトを目的とした在宅レスパイト事業等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・日中一時支援事業、緊急一時保護事業、重症心身障害者（児）等在宅レスパイト事業等の実施	自立生活支援課
74	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課

主要課題2 働く場における男女共同参画の推進

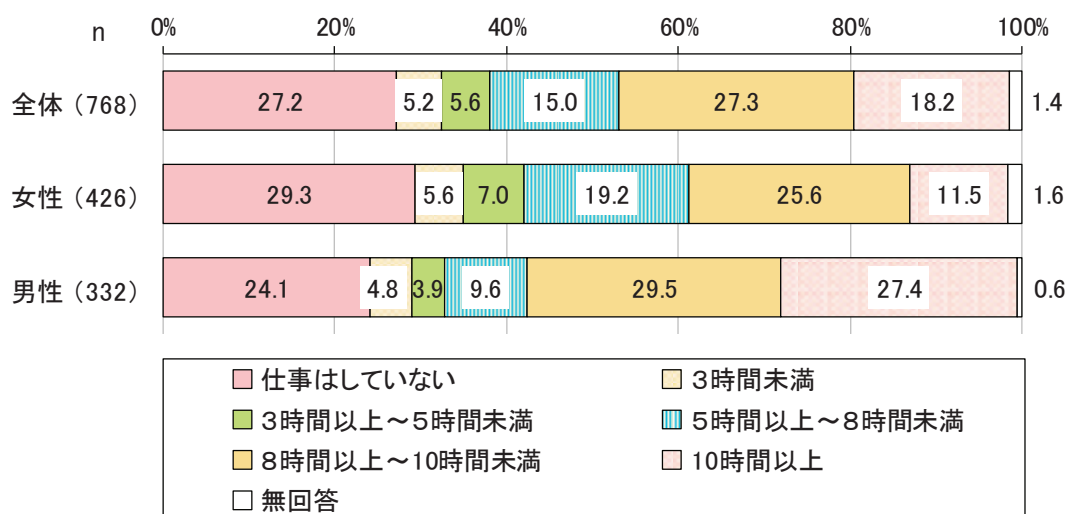
仕事・家庭生活・個人の生活などのバランスを取りながら、多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生涯を通じて誰もがやりがいや充実感を持っていきいきと生活するために、必要不可欠な要素です。事業所にとっても、多様な人材の確保や生産性の向上といった効果が期待されます。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる課題は多く残されています。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査によると、仕事に携わる時間が「8時間以上」と回答した割合は、女性で37.1%、男性で56.9%となっており、特に男性では「10時間以上」が27.4%と高く、長時間労働の傾向が見られます（図表4-15）。

一方で、生活における理想の優先度については、男女ともに「仕事」「家庭生活」「個人の生活」をともに優先したいとする回答が比較的多く、バランスの取れた生活を望む意識がうかがえます（図表4-16）。また、育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男女を問わず、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方の整備」「職場や上司の理解・協力」「育児・介護休業制度を利用して不利にならない人事評価」など、働きやすい職場環境の整備が求められます（図表4-17）。

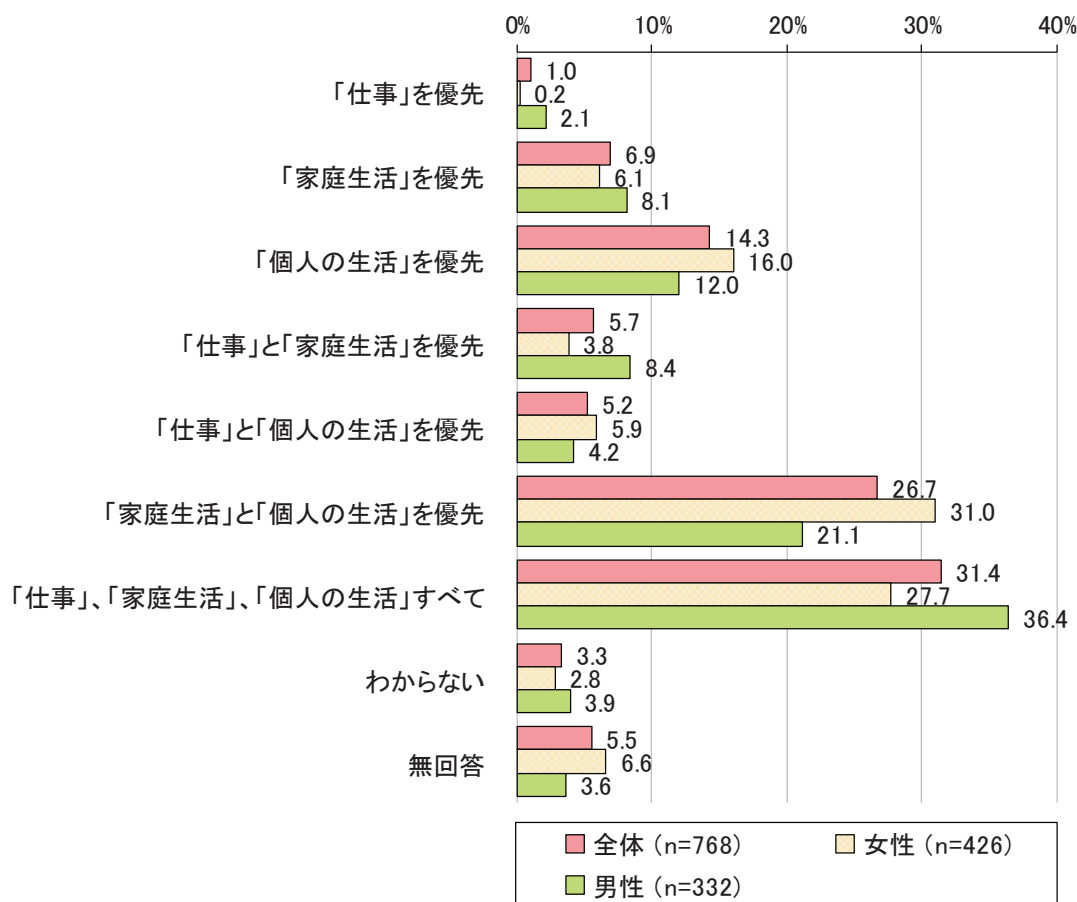
人生100年時代を見据え、性別にかかわらず、働きたい人がやりがいを持って職業生活を送ることができる社会の実現に向けて、一人ひとりが働きやすく、自らの能力を高め、活躍できる環境づくりが重要です。今後も、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図りながら、男女ともにライフステージに応じて、調和のとれた働き方を実現できるよう、取組を推進することが求められます。

図表4-15 仕事に携わる時間（市民意識調査）

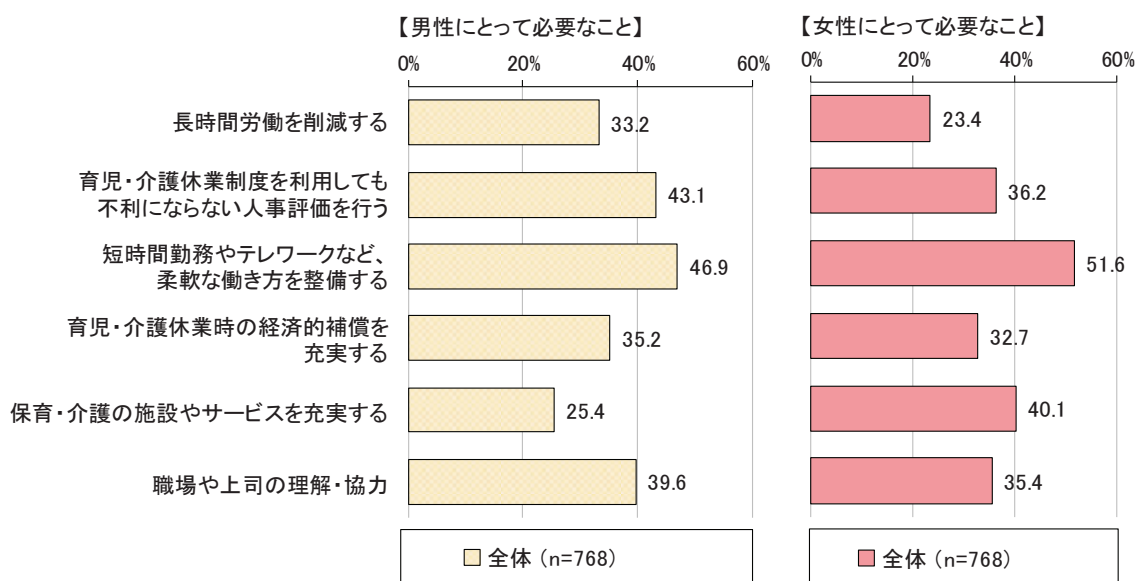


小金井市第7次男女共同参画行動計画

図表4-16 生活における優先度〔理想〕（市民意識調査）



図表4-17 育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと（市民意識調査）



施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解促進と考え方や取組の普及に向けて、市民、事業者双方に対し、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	
75	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	
		具体的な事業	
		・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	企画政策課
76	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	
		具体的な事業	
		・各種リーフレットの配布	経済課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供	経済課
		・東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー	経済課

施策の方向（2）働く場における男女平等の推進

性別にかかわらず、すべての人が個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇が公平に確保されるよう、相談窓口の周知や情報提供に取り組みます。あわせて、事業所による主体的な取組を促進し、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容		
77	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・労務相談【新規】	広報秘書課	
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	
	・メンタルチェックシステムの活用	経済課		
78	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用【再掲】	経済課	
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布【再掲】	経済課	
79	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。		
		具体的な事業		担当課
		・総合評価落札方式における男女共同参画を推進している企業への入札加点項目の設定	管財課	

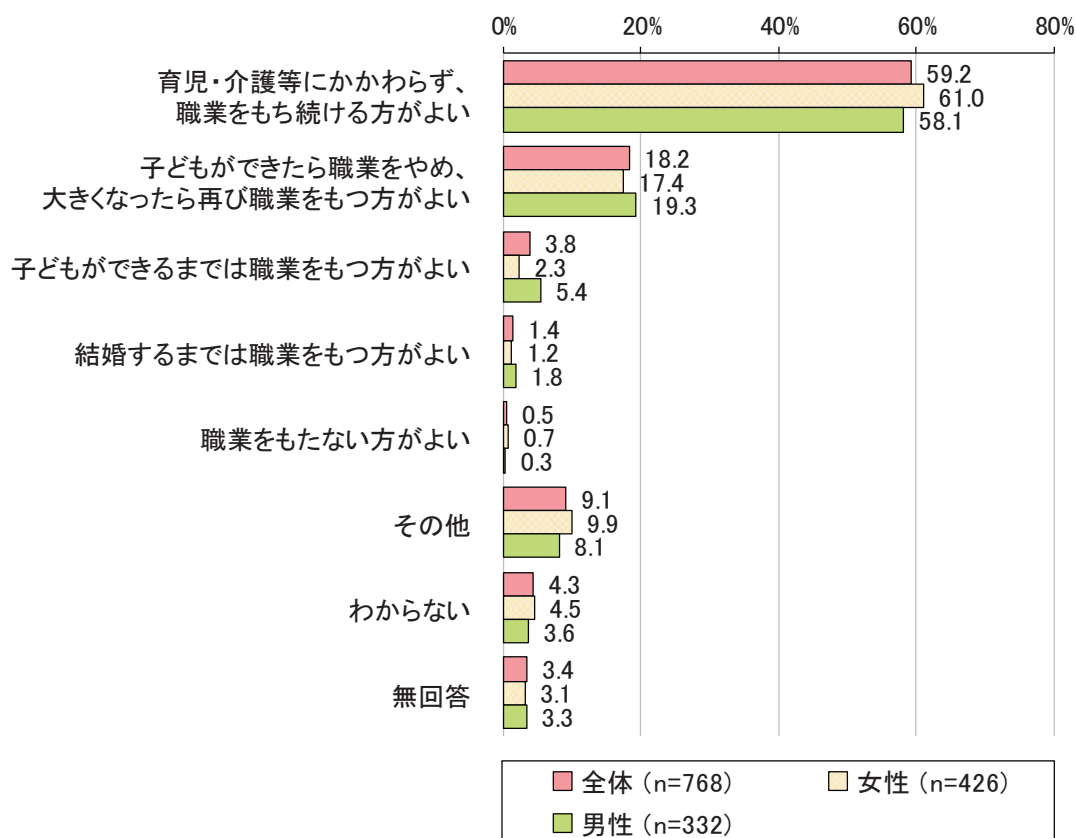
主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながる重要な要素です。男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善にもつながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well-being) を実現する社会形成に資するものです。

令和6年(2024年)に実施した市民意識調査の結果によると、女性が仕事を持つことについて、「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」と回答した割合が男女ともに約6割を占めており、女性の就業継続に対する意識は高い傾向が見られます。一方で、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答も2割弱となっています(図表4-18)。

こうした意識を踏まえ、様々な生き方や働き方があることを前提に、各人が自らの希望に応じて就業形態を選択し、能力を十分に発揮できる環境づくりが求められます。女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。

図表4-18 女性が職業を持つことに対する考え(市民意識調査)



施策の方向（1）女性の就労に関する支援

就職・再就職・起業などを希望する女性に対し、情報提供や相談支援をはじめ、就業促進、職域の拡大、キャリアアップに向けた多様な支援を行います。あわせて、農業や自営業などに携わる男女がともに快適に働けるよう、研修機会の提供や就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容		
80	就職支援講座等の開催	就労を希望する方に対し、関係団体と連携し、女性のための就職支援講座等を開催します。		
		具体的な事業		担当課
		・女性のための再就職支援講座の開催	企画政策課	
		・就職イベント（東京しごとセンター多摩共催）の開催	経済課	
81	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課	
82	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。		
		具体的な事業		担当課
		・こがねい仕事ネットを活用した就業支援の実施	経済課	
83	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。		
		具体的な事業		担当課
		・東小金井事業創造センターを活用した起業支援の実施	経済課	
84	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。		
		具体的な事業		担当課
		・事業所との連携及び情報提供	経済課	

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容		
85	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。		
		具体的な事業		担当課
		・女性農業者への研修の促進	経済課	
86	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・家族経営協定の締結促進	経済課	
87	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。		
		具体的な事業		担当課
		・商工会等との連携	経済課	

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

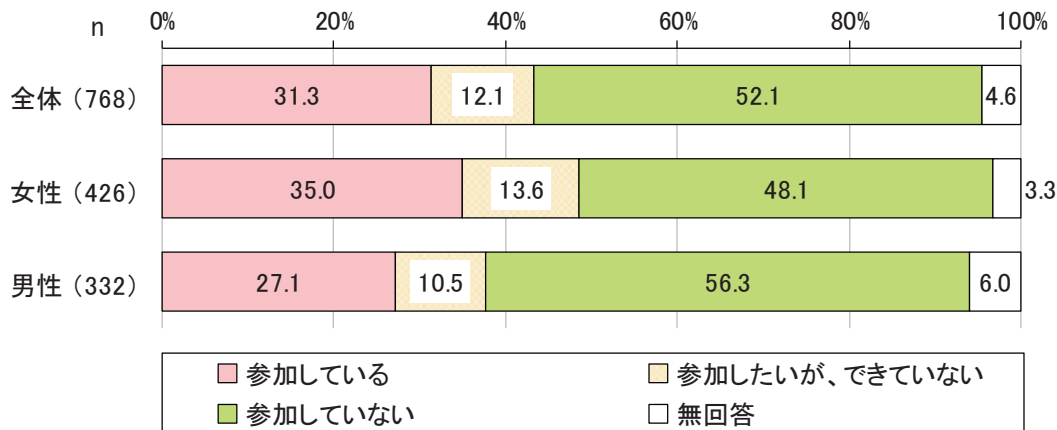
性別や年齢にかかわらず、個人が自らの能力や知識を活かし、生きがいを持って地域社会に関わることは、一人ひとりの充実した生活の実現につながります。市内には、市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人など、地域で活動を展開する団体が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近なものとなっています。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが不可欠です。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、地域活動への参加状況は男女ともに「特に参加していない」が最も多く、参加していない理由としては、仕事や家事、育児・介護などによる多忙感を挙げる割合が高くなっています（図表4-19～20）。

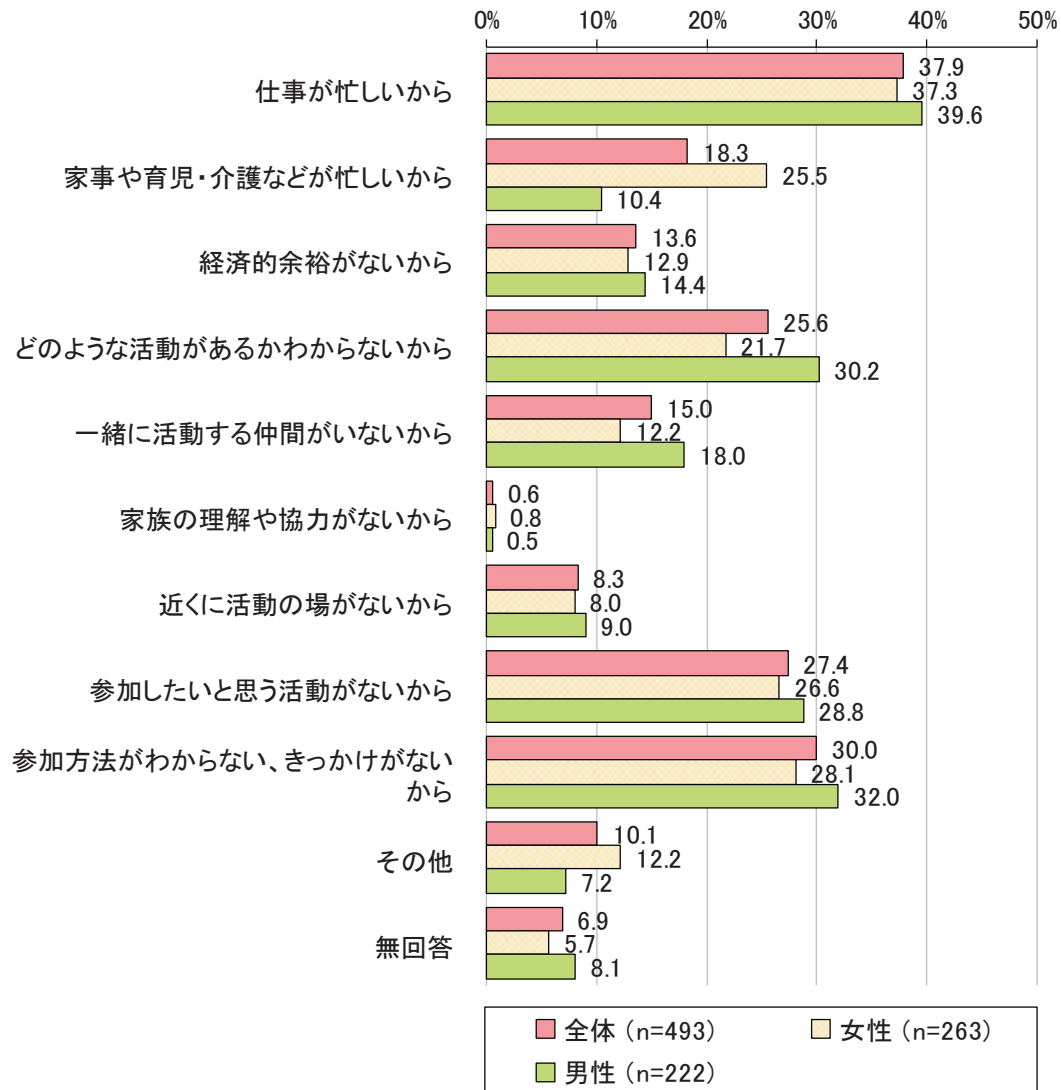
一方で、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化により、地域社会の活力は低下しつつあります。担い手の確保という観点からも、地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりが、ますます重要となっています。

そのため、活動団体等に対しては、女性の登用やエンパワーメントなど、男女共同参画に向けた積極的な取組を働きかけていくことが求められます。あわせて、地域活動に関する情報提供、団体支援、活動の場の提供などを通じて、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、市民の参画を引き続き促進していく必要があります。

図表4-19 地域活動の参加状況（市民意識調査）



図表4 - 20 地域活動に参加できない理由（市民意識調査）



施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりを支援します。あわせて、地域における男女共同参画の意識を高め、地域リーダーに女性が起用される機会の拡大を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	
88	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・協働講演会の実施	コミュニティ文化課
89	各地域活動団体への支援	高齢者福祉、子育て支援、青少年健全育成及び環境美化など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会	介護福祉課
		・小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会	子育て支援課
		・青少年健全育成地区委員会及び子供会育成連合会	児童青少年課
・市立公園の環境美化サポーター【新規】	環境政策課		

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	
90	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	
		具体的な事業	担当課
		・児童館ボランティアの育成	児童青少年課
91	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課
・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課		

No	事業名	事業内容	
92	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民活動団体リストの活用	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平かつ公正に反映させることができ、市民があらゆる分野で利益を享受することにつながります。

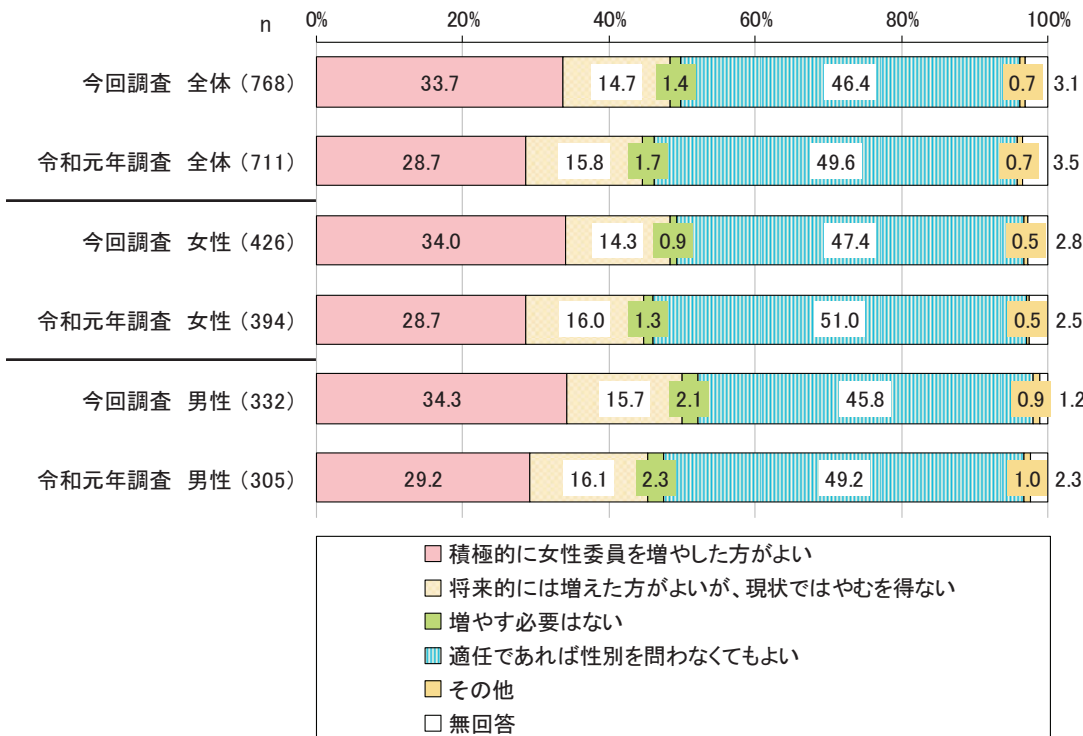
本市ではこれまで、多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、審議会等の女性比率については、「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と最も高くなっているものの、「積極的に女性を増やした方がよい」との回答も前回調査と比較して高くなっています（図表4-21）。

社会の多様化・複雑化が進む中、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女双方の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた、多様性が尊重される豊かで活力ある社会の実現にもつながります。

今後も、あらゆる分野において政策・方針決定過程への男女双方の参画を着実に推進していくことが求められます。

図表4-21 審議会等の女性委員比率について（市民意識調査）



施策の方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会などへの女性委員及び庁内における女性職員の参画比率の向上に向けた取組を進めます。あわせて、地域と行政が連携して課題解決を図るため、男女がともに参画し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容		
93	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。		
		具体的な事業		担当課
		・ 審議会委員等への女性の登用の促進	企画政策課	
94	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・ 女性キャリア支援研修の実施	職員課	
		・ 学校における管理職候補者選考への受験勧奨	指導室	

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市が実施する施策だけではなく、市民・事業所・関係団体など地域社会全体で課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的かつ主体的に取り組むことが重要です。

本市では、平成16年(2004年)に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政との協働によるまちづくりを推進しています。また、平成15年(2003年)に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民、事業者や団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することが明記されています。

市民一人ひとりが、それぞれの立場で男女共同参画の意義と必要性を認識し、主体的に取り組めるよう、今後も市民参加と協働を基盤とした施策の推進に努める必要があります。

施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

市民や市民活動団体などとパートナーシップを築き、市民参加と協働による男女共同参画の取組を推進します。あわせて、災害対応や防災活動を含む地域活動に男女共同参画の視点を取り入れるなど、男女がともに参画しやすい環境づくりに努めます。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	
95	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課 コミュニティ文化課
96	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課
		・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施	企画政策課
		・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課
	・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課	

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容		
97	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・多様な市民参加の推進	企画政策課	
98	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報を踏まえて設置に向けた検討を進めます。		
		具体的な事業		担当課
		・(仮称)男女平等推進センター整備の検討	企画政策課	
99	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。		
		具体的な事業		担当課
		・女性談話室の活用	企画政策課	
100	防災組織における男女共同参画の推進	防災活動における男女共同参画の推進を図るため、自主防災組織等における女性参画を推進します。		
		具体的な事業		担当課
		・防災組織における男女共同参画の推進【新規】	地域安全課	
101	避難者に対する男女共同参画の視点の反映	男女双方のニーズに配慮した避難所運営や防災備蓄品の検討を行います。		
		具体的な事業		担当課
		・避難所運営への男女共同参画の推進【新規】	地域安全課	
		・防災備蓄品の整備【新規】	地域安全課	

主要課題3 推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な場面に深く関わるものです。そのため、市民・ボランティア・NPO・企業など多様な主体と連携し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら取り組むことが求められます。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、その視点を持って業務に取り組むことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づき、子育てや介護との両立に対する理解の促進や職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。令和7年4月1日現在、管理職に占める女性の割合は20.3%と増加傾向となっていますが、庁内の各部門において男女平等の視点に立った職員配置をさらに進め、多角的な視野による行政運営に取り組む必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、日々の業務に取り組むことができるよう、庁内の連携を強化し、有効かつ総合的な計画推進体制の確立を図る必要があります。

あわせて、市が率先して職員の働きやすい環境づくりを進め、男女共同参画のモデルを示すことは、市民や市内事業所における男女共同参画の実現に向けて重要です。市民や事業所の模範となれるよう、職員一人ひとりが働きやすい職場環境の整備に取り組むことが求められます。

施策の方向（１）庁内の男女平等の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市内事業所の模範となれるよう、一人ひとりが働きやすい職場環境を整備します。あわせて、小金井市特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の管理職等への登用や個人の能力・適性を踏まえた職務配置を行います。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	
102	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	
		具体的な事業	
		・育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透	職員課
		・男女平等に向けた環境整備と理解浸透	指導室
103	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	
		具体的な事業	
		・男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課
104	職員の男女平等意識向上に向けた取組の実施	職員研修等の実施により、職員一人ひとりが男女平等意識を持って業務に取り組む姿勢を養います。	
		具体的な事業	
		・職員の男女平等意識啓発【新規】	企画政策課
		・職員研修の実施【再掲】	職員課

施策の方向（2）計画の推進体制の強化

本計画を着実かつ総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。あわせて、事業の進捗状況について定期的に点検・調査を行い、必要に応じて改善を検討するなど、適切な進行管理に努めます。

また、「男女平等推進審議会」の意見を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて、計画の着実な推進を図ります。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	
105	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	
		具体的な事業	
		・男女共同参画施策推進行政連絡会議の開催	企画政策課
106	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	
		具体的な事業	
		・男女平等推進審議会の運営	企画政策課
107	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	
		具体的な事業	
		・推進状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
108	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	
		具体的な事業	
		・国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課

第5章 計画の推進

本計画の進行にあたっては、市民や地域、教育機関、企業、NPO等と連携し、協働の輪を広げながら施策を推進していきます。

より効率的・効果的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を適切に行い、公募市民や学識経験者等で構成する「小金井市男女平等推進審議会」及び庁内の関係各課で構成する「小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議」において、施策の進捗状況の報告や評価を行い、改善につなげます。

また、男女共同参画の取組をより一層効果的に進めるため、都、近隣自治体や関係機関との連携・協力関係を強化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や都に要望します。

▶PDCAサイクルのプロセスイメージ



資料編

1 計画策定の趣旨

(1) 第11期男女平等推進審議会開催経過

	回数	開催日	計画の策定に関する審議事項
第11期	第1回	令和6年 5月13日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)の策定について
	第2回	令和6年 8月 1日	・男女平等推進審議会への諮問 ・計画策定に関するスケジュール(案)について ・男女平等に関する意識調査について
	第3回	令和6年10月28日	・男女平等に関する意識調査について
	第4回	令和6年12月25日	・男女平等に関する意識調査について
	第5回	令和7年 3月12日	・男女平等に関する意識調査について ・子どもの意見聴取について
	第6回	令和7年 5月19日	・検討スケジュールについて ・市民懇談会について ・子どもの意見聴取について ・男女共同参画を取り巻く動向について
	第7回	令和7年 7月28日	・子どもの意見聴取について ・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(骨子案)について
	第8回	令和7年10月10日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(素案)について ・小中学生アンケート調査結果報告書について ・市民懇談会について
	—	令和7年11月 8日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(素案)に関する市民懇談会(場所:市民会館(萌え木ホール))
	第9回	令和7年11月19日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(素案)について ・市民懇談会の結果について ・小中学生アンケート調査結果報告書について
	—	令和7年12月12日 ~令和8年1月13日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(素案)に対するパブリックコメントの実施
第10回	令和8年 2月 9日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画(素案)について ・パブリックコメントの結果について	
第11回	令和8年 3月 4日	・第7次男女共同参画行動計画(案)の答申案について	

(2) 男女共同参画施策推進行政連絡会議開催経過

	回数	開催日	計画の策定に関する審議事項
令和6年度	第1回	令和6年4月26日	・男女平等意識に関する市民意識調査及び職員意識調査の実施について
	第2回	令和6年7月17日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画策定事業概要について ・計画策定に関するスケジュール(案)について ・男女平等に関する意識調査の実施について
令和7年度	第1回	令和7年5月1日	・男女平等意識に関する意識調査の結果について ・(仮称)第7次男女共同参画行動計画策定について
	第2回	令和7年7月22日	・(仮称)第7次男女共同参画行動計画骨子案について ・(仮称)第7次男女共同参画行動計画体系案について ・今後のスケジュール等について
	第3回	令和8年1月20日	・市民懇談会の結果について ・(仮称)第7次男女共同参画行動計画素案への意見(パブリックコメント)及び回答案について ・(仮称)第7次男女共同参画行動計画素案の確認について ・小中学生アンケート調査の結果について ・今後のスケジュール等について

2

小金井市男女平等推進審議会委員名簿

(1) 第11期

自令和6年4月1日
至令和8年3月31日

区分	所属	氏名
公募市民		あんどう よしこ 安藤 能子
		おやまだ ちえ 小山田 智恵
		ふりはた ゆうじ 降旗 優次
		まきの まや 牧野 まや
		よしだ たかし 吉田 孝
学識 経験者	国際ソロプチミスト 東京一小金井	いしだ しずこ 石田 静子
	東京農工大学 女性未来育成機構コーディネーター	いのくち よう子 井口 よう子
	東京学芸大学教授	くらもち きよみ ◎倉持 清美
	市立小中学校長会	だんぼら のぶかず 檀原 延和
	中央大学教授	まなべ りんこ ○眞鍋 倫子

◎会長 ○副会長

(敬称省略) 名簿は五十音順

3

小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱

平成5年4月8日制定

改正

- 平成 9年4月 1日
- 平成11年4月 1日
- 平成13年4月 1日
- 平成14年4月 1日
- 平成15年4月 1日
- 平成19年4月 1日
- 平成21年4月 1日
- 平成24年6月26日
- 平成25年4月 1日
- 平成27年4月15日要綱第45号
- 平成28年4月25日要綱第73号
- 平成29年4月14日要綱第60号
- 令和 5年4月25日要綱第80号
- 令和 6年4月 1日要綱第83号

(目的)

第1条 小金井市における男女共同参画施策を推進するため、行政内部において連絡調整を図り問題解決に向けての検討を効果的に進めるために、小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、男女共同参画施策における各分野についての問題点、課題、方策等を明らかにし、新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画の策定に係る検討を行い、策定後は推進状況を把握するとともに、必要事項について調査、研究し、検討を行うものとする。

2 市長が必要と認めた男女共同参画施策に係る私的諮問機関等が設置された場合は、機関が要望又は指摘する事項の協議、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 連絡会議の議長は、企画財政部長とし、各部及び行政委員会のうち、部制の置かれた次に掲げる各部の庶務担当課長職者及び男女共同参画施策関連課長職者をもって組織する。

- (1) 企画財政部 企画政策課長、男女共同参画担当課長、広報秘書課長
- (2) 総務部 総務課長、地域安全課長、職員課長、管財課長
- (3) 市民部 市民課長、コミュニティ文化課長、経済課長、保険年金課長
- (4) 環境部 環境政策課長
- (5) 福祉保健部 地域福祉課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、高齢福祉担当課長、健康課長
- (6) 子ども家庭部 子育て支援課長、保育課長、保育施策調整担当課長、児童青少年課長、こども家庭センター長、母子保健・児童福祉統括担当課長
- (7) 都市整備部 都市計画課長
- (8) 学校教育部 庶務課長、学務課長、指導室長
- (9) 生涯学習部 生涯学習課長、図書館長、公民館長

2 新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定するに当たり議長が必要と認めたときは、別に組織する男女共同参画社会の実現を目指す小

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

井市行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。委員会についての要領は別に定めるものとする。

- 3 議長が必要と認めるときは、第1項に規定する者以外に、協議事項に関係のある課長職者及び職員の出席を求めることができる。

（招集等）

第4条 連絡会議は、必要に応じて開催することとし、議長が招集する。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

付 則

この要綱は、平成5年4月8日から施行する。

付 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月26日）

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

付 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月15日要綱第45号）

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

付 則（平成28年4月25日要綱第73号）

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

付 則（平成29年4月14日要綱第60号）

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

付 則（令和5年4月25日要綱第80号）

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

付 則（令和6年4月1日要綱第83号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

4

男女共同参画に関する動き

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択(6月)	○国会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択(6月) ○総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置(9月)	○東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択(7月)	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置(4月) ○「国連婦人の十年」スタート(～1985年)	○民法改正(離婚後婚氏統稱制度の新設)(6月) ○第1回日本婦人問題会議開催(11月)	○「都民生活局婦人計画課」設置(8月)	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定(1月) ○国立婦人教育会館設置(7月) ○「国内行動計画前期重点目標」決定(10月)	○婦人相談センター開設(4月) ○「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置(6月)	○「福祉を語る婦人のつどい」第1回開催
1978年 (昭和53年)			○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	
1979年 (昭和54年)	○国連総会で「女子差別撤廃条約」採択(12月)		○東京都婦人情報センター開設(4月)	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択(7月) ○「女子差別撤廃条約」署名式	○民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設)(5月) ○女子差別撤廃条約署名(7月)	○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置(6月)	○市議会において「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書」採択
1981年 (昭和56年)	○ILO第156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択(ILO総会)(6月) ○女子差別撤廃条約発効(9月)	○「国内行動計画後期重点目標」決定(5月) ○母子福祉法改正(「母子及び寡婦福祉法」と改称)(6月)	○「東京都婦人問題協議会」設置(2月) ○「諸外国への女性派遣事業」実施(10月)	
1982年 (昭和57年)	○国連総会「国際平和と協力の促進への婦人の参加に関する宣言」採択(12月)			
1983年 (昭和58年)			○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(1月)	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)(5月)		○福祉部保育婦人課に「婦人施策推進室」設置 ○婦人問題懇談会を設置(年内解散) ○「婦人行動計画」策定

小金井市第7次男女共同参画行動計画

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○国民年金法改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立 ○労働基準法一部改正 ○女子差別撤廃条約批准(6月)		○市報こがねい「婦人のひろば」設置 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣 ○婦人問題会議設置(市民) ○「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行(4月)		○「婦人関係行政連絡会議」設置(庁内) ○「福祉を語る婦人の集い」10年史発行 ○「婦人問題を考えるくらしとことば」発行 ○「婦人団体・グループ名名簿」発行
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)		○婦人行動計画推進のための提言(婦人問題会議) ○第1回「こがねい女性フォーラム」の開催 ○「作文集 女性の自立・男性の自立」発行
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)(4月)		○第2期「婦人問題会議」設置(市民) ○「婦人問題相談事業」開始 ○婦人会館内に「婦人談話室」を設置 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣 ○情報誌「かたらい」発行
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月) ○法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)(6月)		
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択(ILO総会)(6月)		○東京都男女平等参画推進会議設置 ○東京都男女平等参画審議会設置	○婦人行動計画推進のための提言(第2期婦人問題会議) ○第3期「婦人問題会議」設置(市民) ○女性海外派遣事業開始 ○「婦人問題を考えるくらしとことば そのII」発行 ○「市報こがねい婦人のひろば—5年のあゆみ—」発行

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定(5月) ○「育児休業等に関する法律(育児休業法)」公布(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織改正により、「福祉部保育婦人課婦人施策推進室」から「企画財政部広報広聴課女性施策推進室」へ移管 ○「国内交流集会」市民宿泊参加(1997年まで) ○「男女平等に関する意識と生活実態調査」実施
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ○初の婦人問題担当大臣設置(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京女性財団設立(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○21世紀へ向けて「男女平等推進小金井市行動計画」策定への提言(第3期女性問題会議) ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○世界人権会議で「ウイーン宣言」採択(6月) ○国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行(12月) ○中学校技術・家庭科男女共修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○庁内推進組織再編成「女性施策推進行政連絡会議」設置 ○「女性行動計画策定検討委員会」発足(庁内)
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択(ILO総会)(6月) ○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の権利に関する条約批准 ○総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月) ○「男女共同参画推進本部」発足(7月) ○「男女共同参画推進本部」設置(7月) ○高等学校家庭科男女必修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○第2次行動計画「ともに生きる小金井市行動計画」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」採択(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」成立(6月) ○ILO第156号条約批准(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京ウィメンズプラザ」開館(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画研究会」設置(市民) ○第4回世界女性会議「NGOフォーラム北京」へ派遣
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)(6月) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○審議会等の女性参画推進に関する提言(男女共同参画研究会議) ○「こがねい女性ネットワーク」設立 ○男女平等都市宣言
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画審議会設置法」施行(3月) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(6月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性人材リスト」作成 ○「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「婦人週間」を「女性週間」へ改名(4月) ○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「市報こがねい女性のひろば 5年のあゆみ—第2集」発行 ○「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」実施
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行(6月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性市議会」開催 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施

小金井市第7次男女共同参画行動計画

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)(6月)	○「ストーカー行為規制法」施行(11月) ○男女共同参画基本計画策定(12月)	○「東京都男女平等参画基本条例」施行(3月)	○情報誌「かたらい」の作成に市民編集委員制導入
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(1月) ○「DV防止法」成立(4月) ○「男女共同参画週間」実施 ○改正「育児・介護休業法」成立(11月)	○「東京都男女平等を進める会」設置	○一男女共同参画社会の実現をめざして—「小金井市行動計画」策定への提言(第3期男女共同参画研究会議) ○組織名等の変更 ・「女性施策推進室」を「男女共同参画室」に ・「女性施策推進行政連絡会議」を「男女共同参画施策推進行政連絡会議」に ○(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会設置 ○「こがねい女性フォーラム」を「こがねいパレット」に改称して実施
2002年 (平成14年)			○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(1月) ○「配偶者暴力相談支援センター業務」開始	
2003年 (平成15年)	○女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」(7月)	○「次世代育成支援対策推進法」施行(7月) ○「少子化社会対策基本法」成立(7月)		○第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」策定 ○「男女平等基本条例」施行 ○「男女平等推進審議会」設置(市民) ○市報「女性のひろば」を「みんなのひろば」へ改称 ○「男女共同参画週間のつどい」第1回開催 ○情報誌「かたらい」を年2回に増やして発行
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行(7月) ○「改正DV防止法」施行(12月) ○改正「育児・介護休業法」成立(12月) ○内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定		○男女共同参画団体・グループ名簿新規作成 ○DV相談緊急連絡先広報カード作成 ○国内研修事業参加補助を実施 ○苦情処理窓口及び苦情処理委員設置
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)(12月)	○第2次男女共同参画基本計画策定(12月) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○少子化・男女共同参画担当大臣設置		○「女性人材リスト」を新たに作成 ○「男女平等推進審議会(第2期)」設置(市民)
2006年 (平成18年)		○改正「男女雇用機会均等法」成立(6月) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定(12月)	○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月)	○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「男女雇用機会均等法」施行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織改正により「広報広聴課男女共同参画室」から「企画政策課男女共同参画室」へ移管 ○「男女共同参画週間のつどい」を「男女共同参画シンポジウム」に改称して実施 ○「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ○「男女平等推進審議会(第3期)」設置(市民)
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行(4月) 		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ○第1回女性に関するASEAN+3会合 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV相談ナビ」運用開始 ○改正「育児・介護休業法」成立(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「再就職支援講座」を(財)21世紀職業財団と共催 ○「男女平等推進審議会(第4期)」設置(市民)
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第54回国際婦人の地位委員会において「北京+15」記念宣言採択(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次男女共同参画基本計画策定(12月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力対策基本計画」策定 ○「再就職支援講座」を(財)東京しごと財団東京しごとセンター多摩と共催
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足(1月) ○女性差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定にあたっての基本的考え方について」中間まとめ公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○デートDV防止啓発パンフレット作成
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等参画のための東京都行動計画策定(3月) ○東京都配偶者暴力対策基本計画改定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進審議会(第5期)」設置(市民) ○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正(6月) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ○「ストーカー行為規制法」改正 ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 		<ul style="list-style-type: none"> ○「第4次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」を内包)策定 ○「多摩3市(小金井市・狛江市・国立市)男女共同参画推進共同研究会」設置

小金井市第7次男女共同参画行動計画

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2014年 (平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改定2014に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催(9月) ○内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月)		○「男女平等推進審議会(第6期)」設置(市民)
2015年 (平成27年)	○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる)(9月) ○第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催(3月)	○「女性活躍加速のための重点2015」策定(6月) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行(9月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)開催(8月) ○第4次男女共同参画基本計画策定(12月)		○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2016年 (平成28年)	○第60回国連女性の地位委員会(3月) ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解(3月)	○改正「育児・介護休業法」成立(3月) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行(4月) ○「女性活躍加速のための重点2016」策定(5月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(12月)	○東京都女性活躍推進白書策定(2月) ○「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」中間まとめ公表(10月)	○「男女平等推進審議会(第7期)」設置(市民) ○「小金井市特定事業主行動計画(第2次小金井市職員次世代育成支援プラン、小金井市女性職員活躍推進プラン)」策定
2017年 (平成29年)		○改正「育児・介護休業法」成立(3月)	○「東京都男女平等参画推進総合計画」「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成)策定(3月)	○「第5次男女共同参画行動計画」「配偶者暴力対策基本計画」とともに「女性活躍推進計画」を内包)策定 ○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、イクボス宣言を実施
2018年 (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(5月)	○東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の実現を目指す条例)制定(10月)	○「男女平等推進審議会(第8期)」設置(市民) ○多摩3市男女共同参画共同研究会にて、市民サポーター制度実施(令和2年度まで)
2019年 (令和元年)		○「婦人保護事業の運用面における見直し方針」検討(6月) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(6月) ○「DV防止法」改正(6月) ○「男女雇用機会均等法」改正(6月) ○改正「育児・介護休業法」成立(12月)	○「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(12月)	○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施
2020年 (令和2年)	○第64回国連女性の地位委員会(北京+25)開催(3月)	○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行(4月) ○第5次男女共同参画基本計画策定(12月)		○「男女平等推進審議会(第9期)」設置(市民) ○小金井市パートナーシップ宣誓制度の開始(10月)

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	小金井市の動き
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正(6月) ○「改正ストーカー行為規制法」の施行(6月) ○改正「育児・介護休業法」成立(6月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「第6次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」とともに「女性活躍推進計画」を内包)策定
2022年 (令和4年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都男女平等参画推進総合計画」(「東京都女性活躍推進計画」、「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成)改定(3月) ○東京都パートナーシップ宣誓制度の開始(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進審議会(第10期)」設置(市民)
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行(6月) ○「改正刑法」の施行(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(3月) 	
2024年 (令和6年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行(4月) ○「DV防止法 一部改正法」の施行(4月) ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」成立(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進審議会(第11期)」設置(市民)
2025年 (令和7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第69回国連女性の地位委員会(北京+30)開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法 一部改正法」の施行(6月) ○「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行(6月) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(6月) ○「改正ストーカー行為規制法」の施行(12月) ○「DV防止法 一部改正法」の施行(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等に関する市民意識調査」実施 ○「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施 ○「小金井市性別による無意識の思い込みに係る小中学生アンケート調査」実施 ○性の多様性普及啓発リーフレット作成
2026年 (令和8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人男女共同参画機構発足(4月) ○第6次男女共同参画基本計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「第7次男女共同参画行動計画」(「配偶者暴力対策基本計画」、「女性活躍推進計画」とともに「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を内包)策定 ○「男女平等推進審議会(第12期)」設置(市民)

5 用語集

用語説明は、五十音順です。本計画に掲載されている用語を中心に、広く男女共同参画に関連する用語を掲載しています。

【あ】

イクボス

部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解があり、自らも仕事と生活の調和に取り組むことができる上司のことです。

エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

【か】

家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールのことです。労働報酬や経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合って定めるものです。家庭内の女性農業者の労働環境の整備、経営方針決定参画等を目的としています。

キャリアデザイン

自分がどんなライフスタイルを望んでいるかを考え、これからのキャリアを設計していくことです。

協働

市民及び市が、お互いに尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させることです。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のことです。

【さ】

シェルター

狭い意味では、緊急に被害者が逃げ込める、場所が秘密の滞在場所、という意味ですが、広い意味では、DV被害者を支援する活動や組織をシェルターと呼んでいます。

日本には、公的施設、または公的支援がなされている施設としての緊急シェルターと中長期的なシェルターにあたるものと、民間団体が自主的に作って運営しているシェルター（緊急シェルター、中長期的なシェルター）とがあります。

民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことを「ジェンダー主流化」といいます。

情報モラル

「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことであり、その範囲は「他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「危険回避等情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータ等の情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」等、多岐にわたっています。

ストーカー

同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいい、特定の相手に対して恋愛や好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的による、つきまといや面会・交際の要求、名誉毀損などの行為を指します。

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

多くの人は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないための違和感があったり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性別による無意識の思い込み （アンコンシャス・バイアス）

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。例として、「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある、男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と咄嗟に思う、“親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべるなどがあります。

【た】

ダイバーシティ

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。所属オフィスから離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のことで、具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」といった形態があります。

【は】

パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、または継続して共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者（多様な性自認または性的指向を持つ方をいいます。）である二人が、市長に対しその関係を誓い、その内容が要件を満たしていると認められたときに、「パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」が交付されるものです（小金井市パートナーシップ宣誓制度）。

ハラスメント

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」などがあります。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活を害し、また、性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいいます。

「パワー・ハラスメント」とは、職権などのパワ

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

一を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

「マタニティ・ハラスメント」とは、妊娠・出産・育児休業の取得などを理由とする解雇、雇止め、降格や職場内での嫌がらせなどのことをいいます。

ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。例として、審議会の女性比率を目標値である50%まで引き上げるために女性を積極的に採用することなどが挙げられます。

【ま】

メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のこともいいます。

【ら】

リ・スキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適應するために、必要なスキルを獲得する／させることをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開するいやがらせ行為及びその画像をいいます。

【わ】

ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

【D】

DV (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

【J】

JKビジネス

大都市の繁華街を中心に女子高校生（JK）等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、「JKビジネス」と呼ばれています。

【L】

L字(型)曲線(L字カーブ)

日本の女性の年齢別「正社員比率」が20代後半をピークに、出産・育児期以降は右肩下がりに低下する現象のことをいいます。グラフが「L」の字を寝かせた形になることから名付けられ、仕事と家庭の両立が難しくキャリアが中断されやすい現状を表します。

LGBTQ+

Lesbian=レズビアン(女性同性愛者)、Gay=ゲイ(男性同性愛者)、Bisexual=バイセクシュアル(両性愛者)、Transgender=トランスジェンダー(生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)、Queer=クィア(規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ。もともとは「奇妙な」という意味合いで、差別的・侮蔑的文脈で使われていた言葉を、当事者自身が逆手にとって使うようになった言葉)やQuestioning=クエスチョニング(自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人、決めたくない

人。典型的な男性・女性ではないと感じる人)の頭文字をとった言葉で、セクシュアルマイノリティ(性的少数者・性的マイノリティ)を表す総称のひとつです。ここに「+」を付けることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。

【M】

M字(型)曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

【S】

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goalsの頭文字をつなげた言葉で、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標です。この目標は、169のターゲットと232の指標によって構成されています。



SOGI(ソジ/ソギ)

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとったもので、ソジまたはソギと言います。セクシャリティは一人ひとり異なり、LGBTという言葉だけでは包含できないほど多様な性のあり方が存在します。このため、「性的指向および性自認」という全ての人が持っている概念を表す言葉として使われています。

6 関連法令集

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：令和七年法律第八十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨と

して、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号）
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和七年法律第八十四号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの

暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと

しての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明

及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以

下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以

下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配

偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並

びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第

一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立て

小金井市第7次男女共同参画行動計画

- その他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
 - 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
 - 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
 - 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
 - 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
（保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令

の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面

小金井市第7次男女共同参画行動計画

	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一	若しくは送付し、又	又は送付する

条の三第二項	は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委

託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であ	特定関係者又は特定関係者であった者

	った者	
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正

前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申

立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)
抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和七年一月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：令和七年法律第六十三号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職する

ことが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、

- 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者

に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し

たとき。

- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外

の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、

男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における

女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用す

る場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施

行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日法律第五十二号)

最終改正：令和四年法律第六十八号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都

市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 1 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への

支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法

人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

- 第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(5) 小金井市男女平等基本条例

平成15年6月26日

条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的計画等（第10条・第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する施策（第12条—第23条）

第4章 苦情の処理等（第24条・第25条）

第5章 男女平等推進審議会（第26条—第33条）

第6章 雑則（第34条）

付 則

前 文

女性と男性は、人として平等な存在であり、性差別は人権の重大な侵害である。この理念は、世界人権宣言にも、日本国憲法にもそれぞれ明確に述べられている。

小金井市では、女性による地域活動が半世紀以上前から始まり、これが当時の「婦人問題施策」に進展し、「小金井市婦人行動計画」の策定につながった。こうした女性たちの先駆的な社会参画への活動とこれらを背景とした市議会議員に占める女性議員の割合の高さなどは、小金井市の持つ特質の一つを成している。男女平等施策としては、国内外の取組に連帯し、平成8年には「小金井市男女平等都市宣言」を行った。

しかし、ジェンダーに基づく性差別は、意識的にせよ、無意識的にせよ、依然として根強く残っており、家庭、地域、学校、職場その他一般的な慣行などに、いまだ多くの課題を残している。このことは、少子高齢化、国際化、高度情報化が進展する環境にあつては、自由で活力ある社会の構築を阻害する要因となりうる。

個人が自らの意思と尊厳を持って生きていくには、すべての市民が個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮し、かつ、責任を分かち合う、男女平等社会の実現が緊急かつ重要な課題となっている。

小金井市では、豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、その基本理念や総合的施策を明確にするために、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推

進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会 男女が、性別にかかわらず個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、互いに責任を分かち合う社会

(2) 男女共同参画 男女平等社会の実現のために、男女が対等な立場で問題解決のために共同参画すること。

(3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性による格差が生じていると見られる場合には、格差是正のために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

(4) ジェンダー 生物学的な性別とは区別して使われる社会的、文化的に形成された性差

(5) ジェンダー統計 ジェンダーの視点で男女間の不平等の状況を数量として把握するため、性別区分をもつ統計

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に精神的、経済的その他の不利益を与えること。

(7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又はかつて配偶者関係にあった者に対する暴力的行為（身体的、精神的、経済的、性的その他の苦痛を与

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

える行為をいう。以下同じ。)並びに当該暴力的行為に起因する子及び高齢者への暴力的行為

(8) 市民 性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人

(9) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体

(10) その他の団体 前号の規定による団体以外のすべての市内の団体

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女平等社会を基本理念として促進されなければならない。

(1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保される社会

(2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮される社会

(3) すべての個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者及びその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保される社会

(4) 男女が、子の養育、介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(5) 男女平等への取組が、国際社会における男女平等への取組と密接な関係を有していることを深く認識して、国際的協調の下に行われる社会

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の実現のために、男女共同参画による総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たって、市民、事業者、その他の団体、他の市区町村、東京都及び国と相互に連携、協力及びその他必要な支援を図ることができるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、第3条の基本理念にのっとり、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等社会の実現が事業活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(その他の団体の責務)

第7条 その他の団体は、男女平等社会の実現が団体活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 その他の団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭内等において、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(市民に表示する情報に関する措置)

第9条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等その他性差別を助長する表現が行われないよう必要な措置を講ずる。

2 学校教育その他のあらゆる教育にかかわる者は、男女平等に関する教育の一環としてメディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めなければならない。

第2章 基本的計画等

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、小金井市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合においても適用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、小金井市男女平等推進審議会に、市の施策に関し男女平等社会の形成の観点からの評価及び意見を聴き、その概要を公表するとともに、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し公表する

ものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(男女平等の意識づくりに関する啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、男女平等及び人権尊重の意識啓発のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、メディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を身につけるための措置を講ずるものとする。(家庭、地域、職場、学校等における暴力の根絶)

第13条 市は、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる場所における身体的又は精神的暴力の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

(個性及び能力が発揮される教育活動等の推進)

第14条 市は、学校教育その他生涯のあらゆる教育活動及び学習活動並びに保育の場において、男女が互いの人格を尊重し、性別にかかわらずその個性及び能力を十分に発揮できるような取組を促進するため、環境の整備を進めるとともに、その取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生涯を通じた男女の健康支援等)

第15条 市は、男女が生涯にわたり心身の健康を享受できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性及び子を産み育てることについて、理解を深め、自らの意思で決定することができるよう性教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、女性が妊娠及び出産のための身体的機能を持つことに配慮し、女性の生涯にわたる心身の健康の保持及び増進を図るため、健康相談、医療の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女平等の推進)

第16条 事業者は、雇用の分野において、男女平等の推進に努めるものとする。

2 事業者及びその他の団体は、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する要因の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者及びその他の団体は、性別にかかわらず、意思決定の過程に男女が共同参画する機会が確保されるよう努めなければならない。

4 事業者及びその他の団体は、男女が職場における活動、家庭生活等における活動との両立のために必要な環境づくりに努めるものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第17条 市は、女性職員の募集、登用及び職域の拡大について総合的かつ計画的な取組を推進するものとする。

2 市は、市の職場において次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 男女の職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援するための措置

(2) セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害のない環境をつくるための措置

3 市は、附属機関その他の合議制の機関の委員その他の構成員の選任に当たっては男女双方の利益を損なわないよう配慮するものとする。

(刊行物等に対する配慮)

第18条 市は、刊行物等を作成するに当たっては、男女平等を阻害するような表現等がないよう配慮しなければならない。

(補助金の交付を受けた者に対する助言)

第19条 市は、市が単独で支出する補助金の交付を受けた者に対し、その者の方針の立案及び決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の形成に関する取組状況について必要があると認めるときは、報告を求め、助言を行うことができる。

(調査研究、情報の収集及び分析)

第20条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市は、男女共同参画施策を効果的に推進していくため、男女平等社会の形成に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進のために、ジェンダー統計の整備及び作成をするものとする。

(普及及び広報)

第21条 市は、市民、事業者及びその他の団体の男女平等社会についての理解を促進するために、必要な普及及び広報活動に努めるものとする。

(拠点機能の整備等)

第22条 市は、男女共同参画施策を実施し、男女共同参画施策への取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 苦情の処理等

(苦情処理窓口の設置)

第24条 市長は、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を受け、これを適切かつ迅速に処理し又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに適切かつ迅速に対応するための苦情処理窓口を置く。

2 苦情又は相談は、前項の苦情処理窓口を通じて行

■ 小金井市第7次男女共同参画行動計画

うものとする。

- 3 市長は、前項の規定により苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。

- 4 市長は、第2項に規定する苦情や相談を受けた場合、小金井市男女平等推進審議会に報告するものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置)

- 第25条 市長は、苦情又は相談について、適切かつ迅速に処理し、又は対応し、前条第3項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理委員(以下「処理委員」という。)を置くことができる。
- 2 処理委員は、2人とし、男女平等問題について深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 3 処理委員は、前条第3項の事務を処理するに当たり、必要があると認められるときは小金井市男女平等推進審議会と連携を図る。
 - 4 処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、苦情又は相談に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 男女平等推進審議会

(設置)

- 第26条 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、小金井市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第27条 審議会は、男女共同参画施策について調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べることができる。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の評価、改定その他男女平等社会の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。
 - 3 審議会は、必要に応じて男女平等社会の形成に関して、市長に意見を述べるすることができる。

(組織)

- 第28条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民 5人以内

(2) 学識経験者 5人以内

- 2 委員の男女構成については、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(任期)

- 第29条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、連続して3期を超えてはならない。

(会長及び副会長)

- 第30条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第31条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

- 第32条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者、その他の団体その他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第33条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

第6章 雑則

(委任)

- 第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成16年4月1日から施行する。

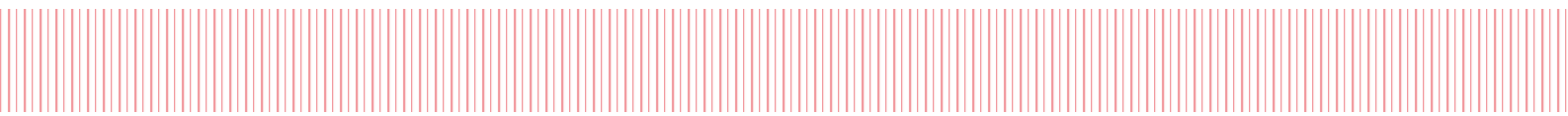
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画は、第10条第1項の規定により定められた行動計画とみなす。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(以下略)



第7次小金井市男女共同参画行動計画

発行：令和8年（2026年）3月

編集：小金井市 企画財政部 企画政策課 男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号

電話：042（387）9853／FAX 042（387）1224

HP：<http://www.city.koganei.lg.jp>
